

# 建産連NEWS

KENSANREN NEWS

No. **183**  
2025/1



▲「Next川の再生推進・水辺deベンチャーチャレンジ事業」を進める河川のひとつ、入間川にて

## 2 年頭あいさつ

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会長  
埼玉県知事／さいたま市長／関東地方整備局長

## 6 会員団体長の年頭抱負

### 行政情報

17 第11回埼玉県環境住宅賞の選定結果について

### 県内プロジェクト紹介

21 Next川の再生推進「水辺deベンチャーチャレンジ」の取組について

### 告知版

- 27 1. 全国建設産業団体連合会会長会議の決議について
- 30 2. 令和6年度全国建産連会長表彰について
- 31 3. 「第三次・担い手3法」のうち建設業法及び公共工事入札契約適正化法の改正について
- 41 4. 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑な施行に向けて  
建築士等を対象とした個別サポートを開始します

### 担い手確保・育成コーナー

- 42 1. 第46回『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクール審査結果について
- 43 2. ワンポイント講座 工事成績評定点、取りこぼしていませんか？
- 45 3. 講習会案内

### 県内経済の動き

46 公共工事前払金保証統計から見た県内の公共工事等の動き（令和6年11月末）

## 51 会員だより

## 52 連合会日誌

## 建設産業の持続に向けて



一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会  
会長 伊田 登喜三郎

2025年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素から、当連合会の事業に対して格別のご支援・ご協力を賜り、あらためてお礼を申し上げます。

振り返ると、昨年は元日の令和6年能登半島地震発生の衝撃的な報道から年が始まりました。その後も7月末の秋田・山形県の大雨、8月末の日本列島を縦断した台風10号、更に9月21日には、元日の大地震からの復旧途上である能登半島を再び襲った土砂災害など、自然災害に翻弄された一年でした。

このように我が国は自然災害にいつも対峙しており、インフラの整備・維持の担い手だけではなく、災害時の「地域の守り手」として復旧の第一線で動く我々建設産業の重要性がクローズアップされた年であったと思います。

一方で、相次ぐ災害に対する「地域の守り手」である建設産業の持続に向けては、他産業よりも厳しい就労条件のもと、担い手の確保という大きな課題があります。処遇改善、価格転嫁、働き方改革による担い手確保や建設DXの推進等による生産性の向上などの課題に対応し、いわゆる新4Kの魅力ある産業にするため、昨年には建設業法、品確法、入契法の第三次・担い手3法の改正も行われるなど、大きな転換が進められています。

そこで、当連合会では、建設業、専門工事業、委託業など様々な県内企業がこの転換期に適応できるように、様々な研修や国や県の最新情報の提供などで、会員団体を支援しております。

とりわけ技術者・技能者の高齢化による減少に対し、若い世代の担い手の確保と育成は喫緊の課題であります。

このことについて、当連合会では約40の国、県、教育機関、建設産業団体がメンバーになっている埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワークを運営しており、担い手の確保・育成のため、就活サポートホームページの開設や、新入社員研修、現場管理力アップの研修や、ベテラン世代との関わり方研修など数多くの研修も行っております。

今後とも、建設産業を網羅した組織である特徴を生かし、会員団体と連携、調整を図りながら、転換期に即した事業を展開してまいります。

皆様方には更なるご指導、ご協力をお願いするとともに、益々のご健勝とご多幸を祈念して年頭の挨拶といたします。

# 持続可能で活力ある埼玉を 次世代につなぐ



埼玉県知事  
**大野 元裕**

明けましておめでとうございます。

昨年は、埼玉県が生んだ偉人、渋沢栄一翁が描かれた新一万円札が7月に発行され、県では、「渋沢って、埼玉らしい」のキャッチコピーの下、渋沢翁が埼玉出身であることを大いにPRしました。

また、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会などの大会では、県ゆかりの選手が大活躍し、私たちも大変勇気づけられました。

県産農産物においても、いちごの「あまりん」、梨の「彩玉」など県オリジナル品種の受賞が相次ぐなど、本県に強力な追い風が吹きました。

さて、「人口減少・超少子高齢社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害など、危機への対応」という時代の転換点における2つの歴史的課題に敢然と立ち向かい、これを超克するためには、目先の課題のみならず、中長期的な観点に立った施策を確実に実行し、子や孫の世代に対する責任を果たしていくことが我々の使命です。今年は緒に就いたこれらの施策を確実な軌道に乗せていきます。

人口減少・超少子高齢社会への対応として、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」による持続可能なまちづくり、DX推進による生産性向上、サーキュラーエコノミーの推進、円滑な価格転嫁に向けた支援などを更に推し進めていきます。

また、子どもや子育て当事者の意見を聴き、県の子ども施策に反映させ、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めるほか、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

さらに、激甚化・頻発化する災害などの危機には、能登半島地震などの検証を踏まえ、防災力を高めるハード面の対策として防災減災に資する道路・河川などインフラ施設の整備を着実に進めるなどの入念な備えを進めるとともに、平時から「埼玉版FEMA」の推進により危機管理・災害対応力を強化してまいります。

5か年計画で本県が目指す将来像の実現に向け各取組を更に深化させるとともに、DXの第2段階としてデジタルを前提に従来の仕事のやり方を見直すTX(タスク・トランスフォーメーション)を推進し、県民サービスを向上させていきます。

今年5月には、本県で全国植樹祭が開催されます。森林・みどりを利用しながら守り育て、森林資源の循環利用を図る「活樹」に取り組む契機としていきます。

夏には、埼玉初のイノベーション創出拠点「渋沢MIX」を開設します。新たなイノベーションが共創される場となるよう進めてまいります。

今年の干支「巳<sup>み</sup>」は、実を結ぶ年とされています。今年が埼玉県にとって実り多き年となるよう、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様と共に「ワンチーム埼玉」で県政に取り組み、活力ある埼玉を次世代につないでまいります。

# さいたま市の新しい挑戦と さらなる飛躍の実現に向けて



さいたま市長  
清水 勇 人

明けましておめでとうございます。さいたま市長の清水勇人です。

皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、パリオリンピック・パラリンピックにおいて本市ゆかりの選手が活躍し、私たち市民に大きな感動と勇気を与えてくれました。記念すべき10回を迎えた「J:COM presents ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」では、さいたまスーパーアリーナのメインアリーナを史上初めて駆け抜け、選手たちの力強い走りは多くの観客を魅了しました。また、政令指定都市では初となるデジタル地域通貨機能を備えた「さいたま市みんなのアプリ」のスタート、「認知症まちづくりフレンドリーセンター」の開設など、時代を先取りした各種施策に取り組んでまいりました。

11月にはアゼルバイジャン共和国のCOP29に参加し、ゼロカーボンシティ実現に向けた本市の取組を発信するとともに、気候変動における自治体の役割についても議論してまいりました。

「全47都道府県幸福度ランキング」では、本市が20政令指定都市中、総合第1位に返り咲くことができました。ひとえに日頃から地域のために活動されている多くの市民の皆様、さまざまな団体の皆様のおかげであり、改めて心から感謝申し上げます。

迎えた新年、令和7年は新しい挑戦とさらなる飛躍の年です。

子ども・子育て施策や脱炭素化、DXの取組などに引き続き力を注ぎ、すべての世代が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、大宮盆栽村は開村100周年を迎えます。日本が世界に誇る盆栽文化の聖地であり、盆栽文化を支え続けた歴史の舞台そのものである盆栽村の歩みを振り返るとともに、その価値をさらに高め、次世代に継承してまいります。

さいたま市には地域の皆様が長年にわたって大切に守り育てられてきた伝統や豊かな自然があります。そして、SDGs未来都市として、未来への大きな可能性を秘めています。

次代を担う子供たちに素晴らしいさいたまのまちを引き継いでいけるよう、市民の一人ひとりの声に耳を傾けながら、本市の魅力や強みを活かした施策を展開し、皆様とともに「住みたいまち、住み続けたいまち」を実現してまいります。皆様には本年も引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年が皆様にとって健康で幸多き1年になりますことを心から祈念し、新年の挨拶といたします。

## 持続可能な インフラ整備・管理に向けて



国土交通省 関東地方整備局長  
岩崎 福久

令和7年の新春を迎え、謹んで新年の挨拶を申し上げます。

埼玉県建設産業団体連合会の会員の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進に多大なる御協力と御支援を頂き、厚く御礼申し上げます。

関東地方は、全国のおよそ1割の面積に、4割近い人口と経済が集積しており、ひとたび大規模な災害が起これば首都中枢機能が失われ、日本経済に大きな影響があります。近年では令和元年の東日本台風により大きな被害を受けており、昨年も台風10号に伴う大雨、暴風の影響により、浸水や土砂災害など各地で被害が発生しました。また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されるなか、8月8日には日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報も発表されました。今後、切迫する首都直下地震、激甚化・頻発化する自然災害、インフラの老朽化が進む中、経済成長を果たしていくためには、計画的なインフラ整備・メンテナンスが非常に重要です。また、併せて社会の安全・安心を確保する「地域の守り手」である建設産業の役割は非常に大きく、さらに、経済活動を支える等、「地域の担い手」としての役割も期待されております。

一方で建設業を取り巻く環境については依然として厳しい状況にあり、建設就業者の高齢化や担い手不足、長時間労働などの問題を解決するため、第3次 担い手3法の施行による働く方たちの処遇改善やICTやDX、BIM/CIMの推進による生産性向上を着実に進めて行く必要があります。関東地方整備局ではDXの展開を加速させるために、i-Construction2.0、ICT施工Stage II、BIM/CIMの活用、小規模工事のICT活用を推進しております。これにより業務の効率化、働き方改革がより一層進み、建設業のイメージも新4K「給与がよく」、「休暇がとれ」、「希望が持てる」、「かっこいい」に変えていくことが可能であると考えております。

我が国の中枢を支えるインフラを所管する整備局として、今後とも建設業界はじめ関係者の皆さまとの連携・協力を一層深めつつ、関東地方、ひいては我が国全体の経済・社会を牽引する活力と魅力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。

結びに、本年が皆様にとってより良い年となりますよう祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。



## 新年の抱負

一般社団法人 埼玉県建設業協会  
会長 小川 貢三郎

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えることとお慶び申し上げます。

また、日ごろより当協会の事業活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去年は、全国各地で未曾有の災害に見舞われた一年となりました。地震、豪雨、猛暑と、自然の猛威をまざまざと見せつけられ、私たちの生活や社会基盤は大きな打撃を受けました。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心から願っております。

このような状況下においても、我々地域の建設業は社会インフラの復旧や整備という重要な役割を担うとともに、災害に強いまちづくり、そして持続可能な社会の実現に向けて貢献することが求められています。

一方で、建設業界を取り巻く課題は、ますます複雑化・多様化しています。その中でも、建設業の人手不足は喫緊の課題です。特に若年層の労働力不足は、業界全体の持続可能性に影響を及ぼしかねません。魅力ある労働環境の整備や、技能の継承を支える体制構築は、今後さらに強化すべき重要な取り組みであると考えています。

また、時間外労働の上限規制が導入され、働き方改革が新たな段階に入りました。この制度は、建設業界にとって働き方を見直す重要な契

機であるとともに、大きな挑戦でもあります。特に現場での週休2日の確保を実現するためには、従来の働き方や施工体制を見直し、生産性の向上を図ることが求められています。その一環として、ICTや建設DXなどの先端技術を積極的に活用し、施工の効率化と労働負担の軽減を進めていくことが重要であると考えております。建設現場の週休2日の確保は、働き方改革だけでなく、若い世代が建設業に魅力を感じるための重要な施策でもあります。現場で働く人々が安心して働ける環境を整え、誇りを持つ仕事を提供することが、建設業の将来を支えるカギとなるでしょう。

今後とも地域の建設業が県民の安心・安全の担い手として社会のお役に立つためには、経営基盤を一層強化していくことに加え、やりがいと誇りが持てる魅力ある産業としていく必要があります。

協会としましても引き続き、発注機関に対し安定的・持続的な事業量の確保やDXの推進、入札・契約制度の運用改善を要請するとともに、建設業の魅力を積極的に情報発信し若者の関心を高めるなど、様々な事業を進めてまいりたいと存じます。

本年が皆様にとりまして実り多い年となるとともに、協会の事業活動に引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 新年の抱負

一般社団法人 埼玉県電業協会  
会長 積田 優

関係機関の皆様方には健やかに新年をお迎えることと心よりお慶び申し上げます。

昨年度の業界を取り巻く環境は資機材価格の高騰はあるものの、品薄などが一定程度落ち着き、また建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により、全体として改善傾向にありました。しかし、超高齢社会が到来する2025年問題にあるように、多くのベテラン労働力が引退し、若年層労働者の不足がさらに顕著になると見られています。加えて、技術伝承の問題も重なり、業界全体の生産性が大きく低下し持続可能性にも深刻な影響を与えかねません。この大きな分岐点にある今、魅力と活力あふれる電設業界を目指す為に、「多様な人材確保・育成と処遇改善」の方策や、「社会・地域のGX(グリーントランスフォーメーション)実現」に貢献する方策などアップデートすべきことを明確にして協会活動に邁進して行きたいと考えております。また本年協会は設立50周年を迎える年になりました。これまでに諸先輩が幾多の困難を乗り越え今日の協会の姿があることに思いを馳せ、心からの敬意と感謝の意を表するとともに、関係機関各位のご理解とご支援の賜物であると心より御礼を申し上げます。新たな未来に向けてより一層精進して参りますので、今後ともなお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに関連団体の皆様の益々のご活躍を祈念申し上げ新年の抱負とさせていただきます。



## 埼玉県造園業協会の 今後の展望

一般社団法人 埼玉県造園業協会  
会長 阪上 清之介

新春を寿ぎ、謹んでお喜び申し上げます。

さて、私は昨年5月24日開催の埼玉県造園業協会定時総会において、昭和52年2月に創立した当協会の第9代会長に就任しました。

その折、私の目指すべき目標を次の3つに集約し、会員の皆様にお示したところです。

第一に「会員拡大」です。

令和6年末時点の会員数は132社となり、微増ではありますが、徐々に増えつつあります。入会に伴うメリットなどを積極的に提示し、加入促進を更に加速したいと考えております。

第二に「自由民主党造園業振興懇話会との連携」です。

造園業振興懇話会の県議の皆様には、陰に陽に多大なご指導・ご尽力を賜り、感謝に堪えません。引き続き一層のご指導・ご鞭撻を賜りたいと存じます。

最後に「支部の再編成」についてです。

支部再編につきましては、当協会の発足以来見直しが行われず、発注者の適切な受け皿とはなり得ず、若干の齟齬が生じております。そこで副会長・支部長の協力を得て、「今後の在り方」などの情報共有を図りながら支部毎の取組を開始しております。

今後会員間で十分議論を重ねながら、合意形成を図り、方向性が定まった段階で、実現にまとめ上げたいと思っています。

一方で、私たちの生業である「造園工事業」は、建設業29業種の中でも、植物などの生きものを扱う特異な存在であります。会員各社の持続的な発展を期するためには、公共・民間工事を合わせて、事業量確保が喫緊の課題です。会員の技術力や経営力の向上に向けた

不断の努力とともに、発注者への提案・要望を重ねるなど、現状打開に向けて全力を傾注する覚悟です。

なお、担い手の確保、技術・技能の継承、新技術への対応、事業承継など、猶予のない課題も横たわっています。これらの諸問題には、協会を挙げて会員への支援につながる研修会や国・県による支援制度の紹介など充実を図ります。

また、当協会は大野知事が進める「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」の実現に向けて一翼を担えるよう、デジタル技術の活用など様々な施策に沿って、努力してまいります。

緑や自然が持つ機能を防災・減災につなげるグリーンインフラの促進、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現、建設DX(デジタルトランスフォーメーション)への取組強化、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現など、諸課題にも積極的に取り組みます。

本年5月25日には、県営秩父ミュージックパークを主会場に、本県の開催として66年ぶりとなる第75回全国植樹祭が開催されます。

次には、花と緑の祭典である「全国都市緑化フェア」の本県における再度の開催を、関係機関等にさらに働きかけてまいります。

結びに関係皆様方の今年1年のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、私の年頭あいさつとさせていただきます。



## 新年のご挨拶

東日本建設業保証株式会社  
埼玉支店長 原 則彦

新年、明けましておめでとうございます。

皆様には日頃より弊社並びにグループ会社事業に対し、格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、建設業界では、担い手の確保・育成や時間外労働の上限規制などの働き方改革への対応が求められているところです。

このような中、弊社では、建設業界のイメージアップや入職促進を目的とした動画(YouTube)の新シリーズを制作いたしました。「東日本建設業保証公式チャンネル」にて、これまでの動画とあわせて配信しておりますので、広くご利用いただけますと幸いです。

また、「保証申込から発注者への保証証書提出まで1日で完結して良かった」など、ご好評をいただいている「電子保証」につきましては、埼玉県をはじめ、11市町で導入いただいております。取扱件数も増加しています。

本年も、前払金保証・契約保証をはじめ、グループ会社事業を含めた総合的な金融サービスや経営講習会への講師派遣、小冊子のご提供などを通じて、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

また、皆様方のお力添えをいただきながら、県内全市町村での前払金支払限度額の撤廃、中間前払金制度の導入、業務委託への前払金制度の導入等、保証制度の拡充に取り組んでまいりますので、変わらぬご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様にとってこの新しい一年が幸多き年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年の抱負

埼玉県電気工事工業組合  
理事長 沼尻 芳治

令和7年の新春を迎えるにあたり、皆様のご健勝と益々のご繁栄を心から御祈念申し上げます。

当組合がつつがなく新年を迎えられましたことは、ひとえに皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げる次第です。

昨年は「次なるステージへ新たな挑戦」の方針のもと「未来に備えた組織づくり・人づくり」に取り組んでまいりました。

「組織づくり」では、業務の見える化、仕組化、効率化を進める「業務改善」や、組合員の増強にテーマを絞った「事業改善」などを進め、「人づくり」では、次代を見据えた組合活動や活力ある組合づくりに貢献し続けるため、若いメンバーの育成と組織全体の人的基盤づくりに取り組みました。

さて、本年は「心一つに、熱意と誠意 誇れる組織の人づくり」の方針を掲げました。

組織を支える人の成長なくして組合全体、ひいては我々電気工事業界の発展はないと考えています。組合員や職員の皆様が、自ら熱意と誠意を持ってそれぞれの長所や能力を伸ばし、互いに刺激し合いながら成長を続けることで、組合全体が活力を持ち続けることができると考えており、さらには「本部と支部の関係強化をもたらし、相互の共存・共栄」につながるものと信じております。

組合が果たすべき機能や役割、存在意義は何かということをしかりと考え、組合関係者全員が決意を持って業務に邁進してまいります。

最後に、令和7年が皆様方にとりまして良い年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 地道な努力で充実図る

一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会  
会長 長沼 章

新年、明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、穏やかに令和7年の新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年元日に発生した「能登半島地震」では主に家屋倒壊により多くの方が犠牲になり、夏は地球温暖化の影響もあってか7月から9月にかけて猛暑日が過去最多を記録し、さらに9月には能登半島を襲った豪雨で多くの犠牲者が出ました。その後も列島各地で台風、大雨の被害、震度5以上の地震の頻発など、災害に見舞われ続けた1年となりました。このような災害で水や電気といったライフラインの重要性が認識され、それを支える業界である当協会の会員は県内各地で、いつ発生してもおかしくないといわれている首都直下型地震やマグニチュード7規模の巨大地震をはじめとした地震災害の備えを万全にすることへの意識とその責任を強く感じています。

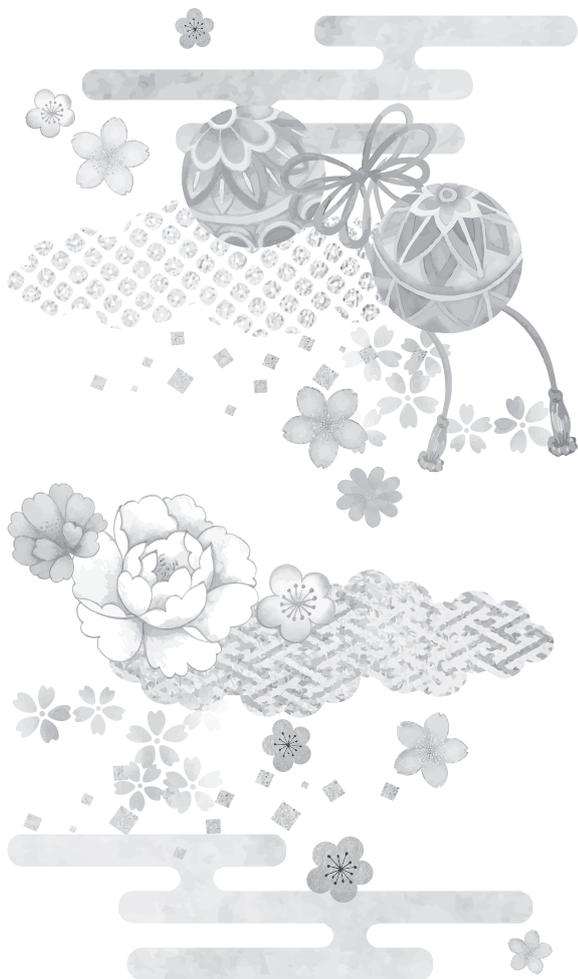
こうした中、当協会は「災害を忘れない忘れさせない取組と備えが必要」との考えのもと平成23年度から地域の防災活動を支援するため県内各地の会員に対して防災支援活動に資する救助工具セット、投光器や蓄電池などの備品を配備する防災支援事業を実施してきました。

今後は、列島各地に頻発する地震、豪雨などへの備えとして、今まで以上に県内各地の会員と各地域自治組織の連携を深めるとともに住民の防災意識の向上に努めるなど防災支援活動に取り組んでいきます。

当協会においては、こうした防災支援事業のほか、理事会、各委員会や月例会、セミナーなど各種事業については、ほぼ実施することができました。

主要な協会事業の一つとして、将来この業界を担う人材育成のために、「1級、2級の管工事施工管理技士受験準備講習会」、「管工機材技術研修視察」など業界の「担い手確保・育成事業」を実施しました。また年末には、会員の経営者向け「トップセミナー」を開催することができました。

さて、今年巳年で、復活と再生の象徴というヘビのイメージから「新しいことが始まる年」とも言われています。困難があっても紆余曲折しながら進む年として、私たちに『安定』をもたらす年になってほしいとの気持ちを込め、今まで以上に事業内容の充実を図るべく地道な努力を重ねる所存であります。しかし、どれもこれも会員の皆様、関係機関・団体の皆様方のご協力なしに事業展開できるものではございません。この1年も皆様の絶大なるご協力をお願い申し上げます。



## 働き方改革の推進

一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部  
支部長 西浦 建貴

新年明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては、清々しい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また平素より関係各位には格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業を取り巻く環境は、資材費の高騰や人件費の上昇といった経済状況の厳しさが、引き続き業界全体にとって大きな課題となっております。また、労働力不足と高齢化が進行している中では、業界全体で人材育成と定着を支援し、働き方改革を進めることで、業務の効率化を実現していく必要があります。

当会では例年に引き続き、社会奉仕活動として実施しておりますボランティア塗装を本年度は11月14～15日に「児童養護施設神愛ホーム」において行いました。また戸建て塗替えの品質を保証する「ペインテナンス」事業は本年度26年目を迎え、ペインテナンスキャンペーンは4月16日(よいいろ)～11月16日(いいいろ)まで実施いたします。

会内では、1月に安全大会、9月には講師をお招きして「化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任と責務」「悪質商法対策」や「次世代耐火被覆材が創り出すクリーンな空間」についてのセミナーを開催しました。これらの事業を通して、会員各社のコアコンピタンスやケイパビリティを高めるための事業を本年も持続的に展開してまいります。

結びに、まだまだ将来不透明な状況は続きますが、当会のこれからの取り組みに引き続きご理解とご協力をお願いするとともに、皆様のご健康とご活躍をご祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

## 若年者担い手確保&技能育成

埼玉県型枠工事業協会  
会長 白戸 修

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、2025年の新春をお健やかに迎えのことで、心よりお慶び申し上げます。

平素は当協会に対しまして、ご理解とご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行された事もあり、落ち着きを取り戻しつつありましたが、マイコプラズマ感染症やインフルエンザが流行拡大しております。

関係者一同、マイコプラズマ感染症やインフルエンザには、「ならない・ひろめない」対策を講じながら、会員各社の皆様には十分気を付けて感染予防と防止に努めていただくようお願いいたします。

型枠工事業界は、今後の問題として技能者の高齢化と高齢者の引退は年々進むが、働き盛り(20代以下)の担い手入職者は激減し、技能者の供給不足が進んでおり、型枠工事業界として将来存続維持できるのか懸念されています。今後は、技能者の確保と増強が急務であり、特に若い担い手の確保と育成は建設業界にとって最重要課題であり、外国人に活路を見出し取り組む企業も増えていますが、文化の違いや日本語の理解や急激に進んだ円安等もあり、簡単には問題解決とはいかないのが現状です。技能者の確保に対する取り組みと対策が今後の業界には必要不可欠であります。

本年度も、会員各社の皆様と知恵を出し合い一致協力し、問題解決と建設業界発展の為に活動していきたいと思っております。

特に建産連会員及び関係機関の皆様には、ご指導・ご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしく願いいたします。

## 新年のごあいさつ

一般社団法人 埼玉建築士会  
会長 丸岡 庸一郎

新年明けましておめでとうございます。

新春を謹んでお慶び申し上げますとともに、日頃より埼玉建築士会の活動につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度まで4期8年間埼玉建築士会会長を務められました江口満志現名誉会長の後任として、会長職を拝命いたしました。前年度までの8年間副会長を務めさせていただきましたが、改めて身の引き締まる思いであります。

さて、建築士の直近の課題としては2025年改正建築基準法、建築物省エネ法などの対応があります。既に1年目施行、2年目施行が行われており、2025年4月1日以降に工事に着手するものが対象となる3年目の全面施行で、全ての新築で省エネ基準適合を義務化、木造戸建て住宅の確認手続き等を見直し、木造戸建て住宅の壁量計算等の見直しとなり、国土交通省からオンライン講習や改正内容の資料の公開もされ、本会では10月16日に法令説明会を開催させていただいたところです。

一方、地域に目を向けますと、近年では大きな災害が各地で頻発しております。防災、減災、復旧、復興など建築士の果たす役割は重要となってまいりました。埼玉県は比較的災害が少ないと捉える向きもあろうかと思いますが、一旦災害が発生しますと広い範囲に影響は及びますので、備えは重要で、災害時の対応などの課題について検討を進めていきたいと思っております。

結びに、日頃ご支援ご協力をいただいている関係行政、関係諸団体の皆様にお礼を申し上げ新春のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会  
会長 佐藤 啓智

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は当協会の各種事業につきまして、ひとかたならぬご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、コロナ禍を乗り越えて社会経済活動が活性化したことは大変喜ばしいことですが、一方で、長引く物価高や急激な人口減少への対応が急務とされております。建設業界においても建築資材の価格の高騰に加え、担い手の確保や生産性の向上が喫緊の課題となっています。

さらに「地球沸騰化」時代の到来を踏まえ、建設業界においても脱炭素社会の実現に向けた抜本的な取り組みが必要とされており、令和7年度から一戸建ての住宅を含む全ての建築物に国が定める省エネ基準への適合が義務付けられるなど、建築物の設計に携わる者を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

このような中であっても、当協会は引き続き社会や建築主の皆様の信頼に応えるべく、法定団体としての公的使命をもって、新たな課題に対応しつつその役割を次世代へと繋いでいかなければなりません。

今年の干支は巳年、柔軟な心と知恵を持って新たな道を切り開き、更なる飛躍に向けて前進していく年にしたいものです。

結びにあたり、本年が皆さまにとって幸多き年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

一般社団法人 埼玉建築設計監理協会  
会長 神田 廣行

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新春をお健やかに  
おむかえのこととお喜び申し上げます。

日頃より当協会の活動につきまして、格別な  
ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年4月の改正建築基準法・改正建築物省エネ法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者に対し、埼玉県からの要請を受け、申請図書を作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を構築する業務を、当協会が幹事団体となり、埼玉建築士会、埼玉県建築士事務所協会と連携し、令和6年12月より令和7年3月末まで建築士等に対してサポートを開始いたしました。

さて、2024年の働き方改革関連法により、設計業務委託では、

- ・適正な履行期間の設定
- ・手戻り防止のための設計プロセスの管理
- ・業務環境の改善と生産性向上
- ・履行時期の平準化と適切な業務発注

これらの法律を踏まえ、埼玉県内での入札制度について、埼玉県建設産業団体連合会のご協力により、委託関係8団体にて、「最低制限価格について」の意見交換会を開催し、埼玉県内各行政庁が、最低制限価格を埼玉県レベルに設定していただけるよう要望していきたいと思っております。

本年も、当協会の事業活動にどうぞ皆様のご指導ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに関係各位の皆様のご活躍を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

## 「多様な時代」積極的に取組む

一般社団法人 埼玉県測量設計業協会  
会長 及川 修

新年、明けましておめでとうございます。

令和7年の新春を迎え、日頃当協会の運営に対し、ご理解とご協力、ご支援を頂いております会員の皆様方並びに関係機関の皆様方には、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

能登半島地震が発災し1年が経ちましたが、9月には線状降水帯が発生し、豪雨による度重なる甚大な被害を受けました。

地域の皆様の安全確保や一日も早く復旧復興し、早く元の生活に戻れるようお祈り申し上げます。また、被災地支援・復旧に全力を尽くされている関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

少子高齢化が進む中で、生産性を向上し効率化を図ることは大変重要であります。

測量業界におきましても、デジタル技術を活用して、建設生産プロセスを合理化するICTの一環として三次元測量を積極的に実施しております。

国及び県が現在三次元デジタル技術の活用を加速すべく、インフラ整備や「DX」の推進に向けた新たな取組みが始まっております。

建設産業の抜本的な生産性の向上に向けた、ICTの取組みを積極的に進め、全面的な活用により、調査・設計から施工・検査、さらには維持管理・更新までの全プロセスで最適化を目指し「DX」が少子高齢化社会にとって、労働力減少を補い、生産性を抜本的に補うことができ、業界の発展にも繋がることから、積極的に取り組んで参ります。

昨今の経営環境は大変厳しい中ではありますが、変革する技術革新に日々技術の研究と研鑽に努め如何なる場合にも対応できますよう鋭意努力してまいります。

最後になりますが、今後とも当協会並びに会員企業にご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会埼玉県支部  
支部長 島村 健

令和7年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年に於いても引き続き新型コロナウイルス感染症に配慮し、事業の実施に大変ご苦勞をお掛け致したところではありますが、お陰さまを持ちまして予定させて頂いた各種事業を実施することができ、ご協力を改めて感謝申し上げます。次第であります。

建設業に於ける労働災害は、会員をはじめとする関係者の日々の自主的な労働災害防止活動により長期的には減少傾向にありますが、依然として「繰り返し型災害」等が発生しているところであり、今後、更に「第9次建設業労働災害防止5か年計画」に基づき、計画された各種事業の推進に努めていかなければならないと存じます。

支部に於きましては、令和5年度より「一人KY推進運動 埼玉」を展開し、広く会員の皆様方に運動参加のお願いをしているところであり、防災・減災対策や社会インフラ整備など、社会経済の基盤整備を担う建設業に携わる方々が、安全で安心して働けるよう安全活動を、より積極的に取り組んでまいります。

更には、令和6年4月1日から適用された、建設業に於ける働き方改革の推進に会員一丸となり取り組んでいかなければならないものと考えます。

結びにあたり、令和7年が皆様にとって良い年となりますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

埼玉県下水道施設維持管理協会  
会長 松本 朗

皆様、新年明けましておめでとうございます。  
2025年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

当協会の活動に対して、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、元旦に能登半島地震で上下水道施設に大規模で甚大な被害が発生し、最大5ヶ月間の断水が継続しました。復旧も長期化し、災害時における水の大切さ、上下水道機能の確保の重要性を再認識する機会となりました。

また、夏場の猛暑における集中豪雨の発生です。近年では、線状降水帯の発生により豪雨となり、局地的に大規模な浸水が発生しました。

少子高齢化・人口減少の進行、老朽化した下水道施設のストック量の増加、災害、地球温暖化等により、下水道事業の持続的な運営が困難になることが予想されます。これに対して、施設の再構築や広域化・共同化等を契機とした下水処理の更なる低コスト化に資する技術や、下水処理場の維持管理の効率化や高度化に資するICT・AI活用技術の構築が必要になります。また、下水汚泥資源の農業利用への期待の高まり、下水道法改正による下水汚泥の再生利用の努力義務化等を踏まえ、汚泥燃料化技術やコンポスト化技術等、下水汚泥資源のエネルギー利活用や農業利活用に関する技術の取り組みも必要となります。

今後、上下水道行政の一元化により、これまで以上に会員企業が貢献できる機会の増加につながると考えていますので、官民連携のもと自治体の課題やニーズをしっかりと汲み取っていきたくと思います。

結びになりますが、皆様方の益々のご健勝、ご発展を祈念致しまして、新年のご挨拶といたします。

## 新年のご挨拶

一般財団法人 埼玉県建築安全協会  
理事長 江口 満志

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、新春をお健やかに迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

本会は埼玉県内の建築基準法に基づく建築物等の定期報告書の受付等を行うと共に建築物等の安全安心に関する事業を行っています。昨年度の埼玉県内の定期報告受付件数は57,347件となりました。これは、所有者、管理者がSDGs(建築物等の長寿命化)や防災意識への関心が高まっていることに加え、調査、検査資格者が建築物等の適正な維持管理が重要であることについて十分認識されておられることの賜物と厚く感謝申し上げます。

さて、本会の主要業務である定期報告に関しては、昨年、建築基準法の一部を改正する法律が公布され、建築物等の定期報告に関する改正規定が本年7月1日に施行されます。定期調査・検査業務の合理化を図る内容となっており、これに伴い定期報告書の様式が一部改正されます。本会では皆様がこの改正にスムーズに対応できるよういち早く情報を入手し万全の体制を整え、引き続きサポートしてまいります。

定期報告のDX化については令和3年10月に稼働した電子請求書等の送信、定期報告書の受付完了時や副本返却時のお知らせメールの送信の他、新しい情報を迅速にお知らせするサービス等につきましてもお陰様を持ちまして概ね7割の会社様にご参加いただき、業務の効率化を図ることができました。さらに昨年5月には基幹システムサーバーをクラウド化し、より安定したデータベースの構築を行いました。今後は関係各位の皆様にご理解ご協力を頂きながら利便性の高い定期報告書オンライン提出のためのシステム開発等に取り組み、定期報告がより効率的に行われるよう努めてまいります。

今後とも、関係各位の皆様のご指導ご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご発展ご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 未来志向で 多様な時代を切り拓く

埼玉県地質調査業協会  
会長 越智 勝行

新年明けましておめでとうございます。

日頃のご愛顧に会員を代表し厚く御礼申し上げます。これまで建設関連業界は3K(きつい・汚い・危険)の仕事と言われ、若者から避けられる要因の1つになっていました。そのイメージを払拭するため、「新4K(給与・休暇・希望・カッコいい)」を前面に、官民一体となって“賃金アップや週休二日制、時間外抑制”等の施策を打ち出し、「担い手不足/働き方改革」に大きく貢献しています。さらに、i-construction2.0やICTを活用するDX(デジタルトランスフォーメーション)等のデジタル化を推進し、建設関連業界のさらなる変革を目指しています。

具体的には、インフラ管理データの一元化(紙媒体や電子ファイルが混在していたモノをクラウド化)、情報共有システム(ASP、受発注者間の新たなコミュニケーションツール)、遠隔臨場(現場効率化等)、電子納品保管管理システム、BIM/CIMの活用等で、今より少ない労働力で業務消化するには、人がやらなくてもできる仕事は機械やデジタル技術に任せて、生産性を上げなければなりません。DXは、デジタル技術(D)を活用して、業務や働き方を変革(X)することです。

最後に、自然災害(地震や土砂災害)発生時は会員一同が積極的に「地域の守り手」として、県民に寄与し、社会貢献してまいりますので、変わらぬご支援・ご活用をお願い申し上げます。



## 新年の抱負

一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会  
会長 金子 和巳

日頃より当協会の運営にご指導ご鞭撻をいただき大変感謝申し上げます。

『月日が経つのは早いものだ』最近特に感じるようになってきました。私生活においても、子供時代から現在に至るまで生活様式は大いに変遷し、便利な世の中になったものだと感慨深く思う今日この頃です。テレビや冷蔵庫といった今では一家に1台は当たり前、昭和生まれの私には子供のころ夢見ていた生活が普段の日常にあり、不自由さの次元が違ってきています。近頃では仕事の面でもコンピューターの支援でいろいろな作業が容易にこなせるようになりました。計算書を作成し図面を作図しといったことが手作業からエクセルやワード、2DCADになり、今ではAIやBIMに変わっていく、まさに日進月歩の時代の先端にいるんだなとつくづく感じています。

さて話は新しい年を迎えての抱負ですが、設計分野での先端技術の修得や、設計作業の効率化、合理化を目指しデバイスを利用した設計支援の充実を図っていきたいと考えています。私共、設備設計事務所協会では時代の流れに沿った事務所形態を作り上げたいと思い、埼玉県建設産業団体連合会をはじめ日本設備設計事務所協会連合、設備設計協会関東ブロック会議へ積極的に参加し様々な情報収集に努めてまいります。

最後に私どもは会員増強を一層強化して、設備設計事務所協会の承継を確かなものへと考えています。



## 建設発生土の有効利用を

特定非営利活動法人  
埼玉県建設発生土リサイクル協会  
理事長 小沢 正康

新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、元日早々の石川県能登半島を震源とする能登半島地震の発生、更には地震災害の復旧もままならない中9月には奥能登豪雨により重ねて災害が引き起こされるなど、異常気象も要因とする災害が多く発生しました。

被災地域にお住いの方々の、一日でも早い復興と平穏な日々が訪れますことを心から願っております。

能登半島地震では、液状化による家屋や道路及びインフラの損壊が大きく、これらの修復には相当の期間が必要とされています。

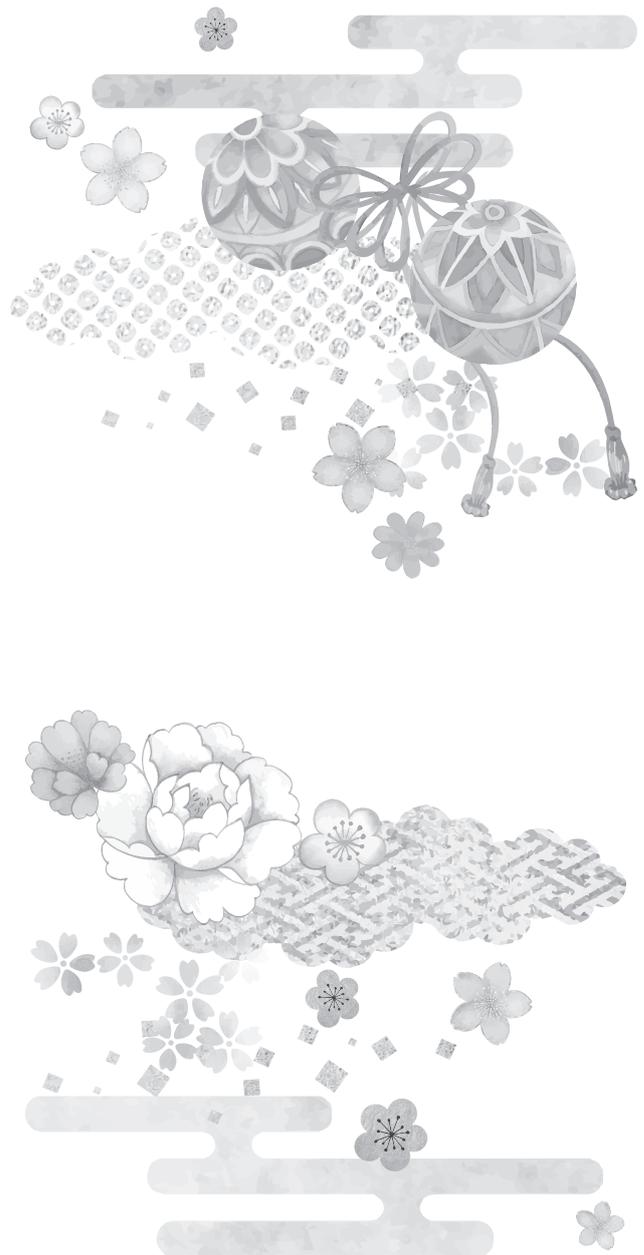
当協会は、建設発生土の有効利用を促進するため、建設発生土に石灰を添加し良質な埋戻し材となる新たな建設資材としての「土」へと再利用を図っております。

当協会員のプラントで製造される「石灰改良土」は、強度の強い良質な土であることはもちろん、流動化や液状化にも強いという性質を合せて持っています。

ある講演会では、金沢市企業局の方より能登半島地震に際し、石灰改良土で埋戻しをした箇所では液状化現象がほとんど確認されなかったという事実が報告されております。

このことから石灰改良土は、建設発生土の有効利用の一面だけでなく、地震国日本の防災・減災に少しでも役立ち、国土強靱化の一端を担えるものと思っておりますので、皆様方のご協力のもと石灰改良土の利用促進が図れますようお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとってより良い年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 第11回埼玉県環境住宅賞の選定結果について

埼玉県住まいづくり協議会 サステナブル研究委員会委員長 福島 直樹

### 1. 埼玉県環境住宅賞について

埼玉県環境住宅賞は、二酸化炭素の排出削減、再生可能エネルギーの利用に効果があり、小さなエネルギーで豊かな生活ができる等、「環境に配慮した住宅」と「住まい手の暮らし方の工夫」を募集し表彰することにより、県民への周知及び普及を図る。応募のあった技術を評価することにより県内の住宅に係る事業者の知識向上に寄与することを目的としています。

今回は、募集部門を一新し身近なアイデアなどの様々な視点の取組や提案も募集することとなりましたので、一般の方をはじめ、多くの皆様から応募いただけるようにしました。

埼玉県では、二酸化炭素排出の削減や省エネルギー化などの環境に配慮した住宅を県民や県内の住宅関連事業者に普及するとともに、県内の住宅関連事業者の育成を図るため、2009年度から3年間にかけて埼玉県主催で「埼玉県環境建築住宅賞」を表彰し、普及を進めてまいりました。

2013年度からは官民が連携して環境配慮型住宅の普及を図るため、埼玉県住まいづくり協議会が主催して「埼玉県環境住宅賞」を表彰し、普及活動を行っております。埼玉県は埼玉県知事賞を設け、後援しております。

### 2. 第11回埼玉県環境住宅賞募集要項

#### (1) 募集部門と応募資格

募集部門は住宅提案部門（新築部門、リフォーム部門、まちづくり部門）、住まいのアイデア部門（未来アイデア部門、身近なアイデア部門）、学生部門の3部門となります。

募集部門		対象となる住宅・取組	応募対象者
住宅提案部門	新築部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮した工夫を取り入れていること</li> <li>●県内に建築された住宅で平成19年1月1日～令和6年9月13日までの間に検査済証を受けたもの</li> </ul>	建築主、設計者 又は施工者
	リフォーム部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮した工夫を取り入れていること</li> <li>●県内の住宅で令和6年9月13日までにリフォーム工事を完了したもの</li> </ul>	
	まちづくり部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮した工夫を取り入れていること</li> <li>●県内で行われたまちづくりで、令和6年9月13日までに工事が完了したもの</li> </ul>	
住まいのアイデア部門	未来アイデア部門	環境に配慮した住まいに関する技術や取組のアイデア 例) 地域産材の利用、ライフサイクルコストを意識した提案、高性能住宅となる製品・技術など(主に住まいにかかわる企業の皆さまを対象としています。)	県内に通勤又は 在住されている方
	身近なアイデア部門	身近な環境に配慮した住まい方やSDGsの取組 例) 日常で取り組むことのできる住まい方の工夫	県内に通勤、通学又は 在住されている方
学生部門		省エネ、SDGs等の環境に配慮した工夫を取り入れた設計作品 ※作品には設計条件(方位・接道等)を明示してください	県内に通学又は 在住されている方

## (2) 募集期間

令和6年6月20日(木)～令和6年9月30日(月)

※住宅提案部門、未来アイデア部門は令和6年9月13日(金)まで

## (3) 審査委員名簿(敬称略)

委員長 中村 勉(公益社団法人 日本建築士会連合会 環境部会長)

委員 秋元 智子(認定NPO法人 環境ネットワーク埼玉 事務局長)

委員 廣瀬 正美(一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 副会長)

委員 松岡 大介(ものづくり大学 建設学科 教授)

委員 丸岡庸一郎(一般社団法人 埼玉建築士会 会長)

## 3. 中村勉審査委員長 総評

今年是新築案件が少なかったが、リフォームもまちづくり部門も提案があり、またアイデア部門も学生部門も頑張って提案をしてくれたのはうれしかった。

埼玉県知事賞を受賞した越屋根の家のように、伝統的な設計手法で快適な家を作ったものもあれば、作今のシミュレーションなどの先端技術を利用して、より良い環境を創りあげようという方法論もあり、今後様々な方法によってより快適で、環境に良い住宅がつくられるようになることが予想された。

しかし、毎回同じように問題と思ったのが、階段の危険性である。バリアフリーの性能も考えると、踏面を広く、け上げを少しでも小さくすることが負担なく階段利用を図ることだが、さらに言えば、踊り場に斜め段を作ることが常態化しているようだ。直線で歩く階段が基本とし、斜め段をつくることは避けてほしい。特に足を踏み外せば40cmも60cmも落ちてしまうことは危険な設計といわなくてはならない。

また、コストを抑えるためにポツ窓といわれるように小さな窓にすることも本来の健康的な太陽熱と太陽光利用から遠くなる手法で望ましくない。機械仕掛けの家を避け、自然の力でまた自然と一体化する家を目指しながら、省エネ・省CO<sub>2</sub>の家づくりを目指してほしい。まちづくりについても、宅地が狭小化し、逆に道路率が大きすぎて、反転現象が生まれている。道路にも緑化し、車優先でなく人の空間を主体と考える土地利用を望みたい。

## 4. 埼玉県知事賞(住宅提案部門)

### (1) 作品概要

作品名：越屋根の家

応募者名：株式会社リオタデザイン 代表取締役 関本 竜太



土間とひとつながりになる縁側空間



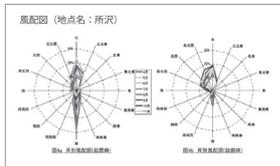
## 「越屋根の家」 ～武蔵野の風景を継承する現代農家のすまい

川越で代々さつまいもの観光農園を営む農家さんの母屋建替計画です。既存の母屋は築50年ほどでしたが、随所に良質な建具が使われ、瓦の乗った入母屋屋根の典型的な農家のつくりでした。周辺の農家は市街化に伴い規格型の住宅に建て替わり、このような武蔵野の農家の佇まいが連なる景観は急速に失われようとしていました。

そこで建て替わる新しい母屋は、周辺環境に馴染む低いプロポーションに抑えた越屋根を持つ家として、見渡す限りの芋畑をそよ風を利用した通風や採光を採り入れると共に、新しくも昔からそこに建っていたかのような佇まいとなるよう心がけました。

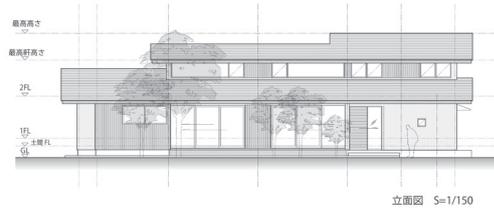
南側には広い縁側を設け、農作業後の休憩や近所の方たちとの交流の場となるよう、室内とも連続した開かれた作りとしています。室内には上足で上がる現代的な土間空間を設けることで、幾重にもレイヤードされたバッファ空間となるようになっています。このことにより、室内と屋外とはまもられながらも一体につながったような空間となりました。

住宅の外壁や木崩には地場の杉材を使用し、深く延ばした軒とともに周辺環境に馴染ませました。豊かな自然環境と共生する、現代農家のための新しいすまいです。

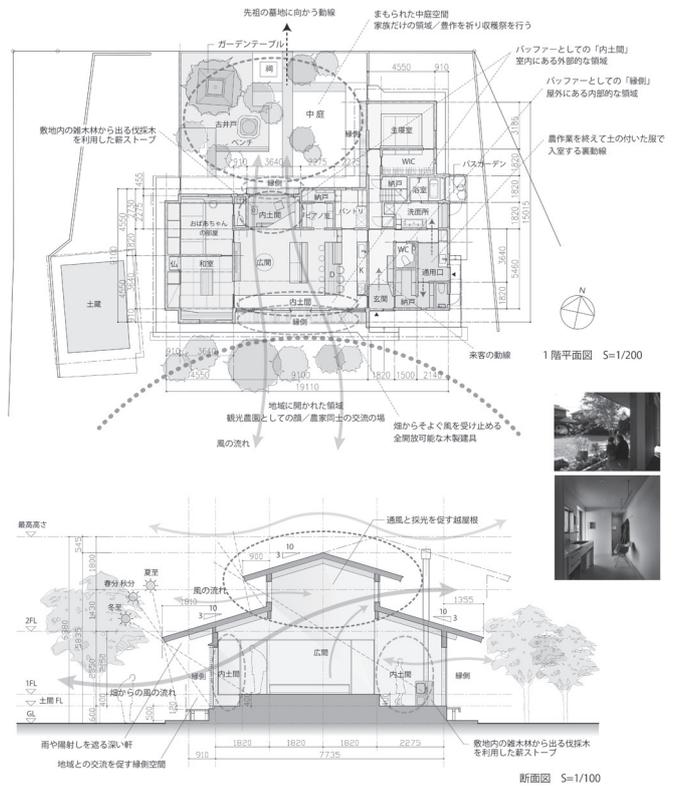


### ■卓越風と越屋根

川越市の最寄り「所沢市」の風配図。猛暑が続く7～8月の日中には特に強い南風が吹くことがわかる。敷地周辺は農地がひろがり、風を遮るものがないため、この南風を効率よく受け止めるための屋根形状として、農家の伝統的な屋根形式でもある「越屋根」を採用し、自然通風を促すとともに、川越の古き良き農家の佇まいを継承することを意図している。



立面図 S=1/150



1階平面図 S=1/200



断面図 S=1/100



通り側からの外観夕景



くつろぎの広間から越屋根を見上げる



収穫祭のための中庭

## (2) 作品内容

川越で代々さつまいもの観光農園を営む農家さんの母屋建替え計画です。既存の母屋は築50年ほどでしたが、随所に良質な建具が使われ、瓦の乗った入母屋屋根の典型的な農家のつくりでした。

周辺の農家は市街化に伴い規格型の住宅に建て替わり、このような武蔵野の農家の佇まいが連なる景観は急速に失われようとしていました。

そこで建て替わる新しい母屋は、周辺環境に馴染む低いプロポーションに抑えた越屋根を持つ家とし、見渡す限りの芋畑をそよぐ風を利用した通風や採光を採り入れると共に、新しくも昔からそこに建っていたかのような佇まいとなるよう心がけました。

南側には広い縁側を設け、農作業後の休憩や近所の方たちとの交流の場となるよう、室内とも連続した開かれた作りとしています。室内には上足で上がる現代的な土間空間を設けることで、幾重にもレイヤードされたバッファー空間となるようにしています。このことにより、室内と屋外とはまもられながらも一体につながったような空間となりました。住宅の外壁や木塀には地場の杉材を使用し、深く延ばした軒とともに周辺環境に馴染ませています。

豊かな自然環境と共生する、現代農家のための新しいすまいです。

### (3) 講評

本作は農家の母屋の建替えて、広い敷地に周辺に豊富な植栽と恵まれた環境ではあるが、建築的な秀逸さを評価して埼玉県知事賞とした。

武蔵野の農家の佇まいを残すことを意図して、低いプロポーションで計画し、越屋根や深い軒、縁側・土間などの伝統的な手法をとりながらも現代の生活に合致させ、かつ断熱性能や一次エネルギー消費量で高性能を達成している。南側の大開口窓により、風が良く通るであろうと想像され、また太陽光も北側の内土間に届かせる計画で、広間が明るく魅力的な空間となっている。木材をふんだんに使った内外装も魅力的であり、外壁や木塀には地場の杉材を使用したとのこと。総合的に環境配慮を考えている秀作である。

## 5. おわりに

今年も工業化以前と比べ世界の平均気温は、過去最高となっています。もう地球沸騰化時代と言われるようになりました。

世界は、1.5度未満に抑える努力をすると全世界の国々がパリ協定で約束していますが、その可能性が急速に小さくなっていると言われていています。我々先進国に棲む市民として、GHGを大きく削減した脱炭素社会を早めに達成する努力をしなければなりません。

行政庁の埼玉県も2050年カーボンニュートラル宣言をし、埼玉県下の殆どの市町村もゼロカーボンシティを宣言しています。来年度からは、全ての新築建物に省エネ基準法が義務化されます。

埼玉県と共に、埼玉県住まいづくり協議会は、住まいづくりの高断熱・省エネ化を健康・快適な生活を進め、地球や地域環境に貢献する優しい住まいとまちづくりを推進してまいります。

埼玉県環境住宅賞は、審査委員会で、住環境と地域を大事にした作品を高く評価していきたいとしています。

これからも建築・建設業に携わる皆様からの作品の応募をお願いして、おわりの挨拶とさせていただきます。

# Next川の再生推進「水辺deベンチャーチャレンジ」の取組について

埼玉県 県土整備部 河川環境課

## 1 取り組みの背景・経緯

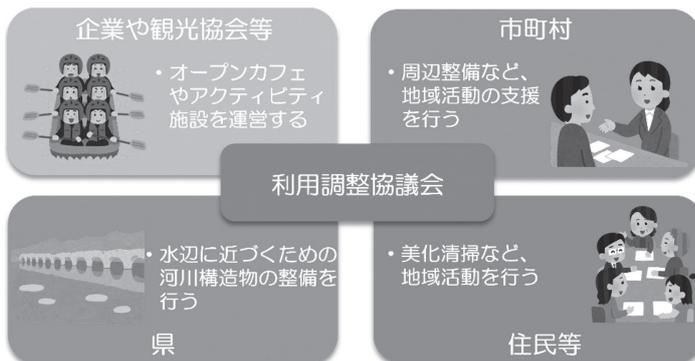
埼玉県には多くの河川があり、吉見町と鴻巣市の間を流れる荒川の川幅が日本一広いということと、県土に占める河川の面積の割合が3.9%あり全国第2位という、河川のポテンシャルも持っています。

埼玉県では、このような河川の持つポテンシャルを活かして、県民が川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる川の国埼玉の実現を目指して、平成20年度から川の再生事業に着手しました。



吉見町－鴻巣市間の荒川

一方で、平成23年に河川敷地内における営利事業に対する規制緩和が実施されて、河川敷地内に都市・地域再生等利用区域を指定すれば、河川敷地内で民間事業者による営利事業を実施することができるようになりました。埼玉県では、この制度を活用して、平成25年度から水辺空間とことん活用プロジェクトを実施し、令和5年度までに県内18か所で河川の民間事業者による利活用を実施



水辺deベンチャーチャレンジについて

しています。この箇所数は、日本一です。さらに利活用の件数を増やして、より河川の賑わい創出・地域振興へとつなげていくために、企画段階から民間事業者に参加してもらいオーダーメイドの河川整備を実施する【Next川の再生推進「水辺deベンチャーチャレンジ」】を令和3年度から実施しています。

## 2 実施概要

### ○実施方法

Next川の再生推進・水辺deベンチャーチャレンジは、下記の手順に沿って事業を実施しています。

- 河川環境課が水辺deベンチャーチャレンジ実施候補箇所について募集を実施します。
- 事業を実施したい各市町村が、対象河川を所管している各県土整備事務所と相談しながら提案書を作成し、河川環境課へ提出します。
- 提案書の内容を確認し、実施候補箇所の登録を行い、申請してきた市町村へ通知します。
- 登録が済んだ市町村は、速やかに利用調整協議会を設立して、事業計画書作成に向けた調整を開始します。また、公募もしくは随意契約によって民間事業者を選定します。同時並行で、都市・地域再生等利用区域の指定に向けた要望書の作成も行っていきます。
- 要望書が作成でき次第、利用調整協議会事務局(市町村)は、河川を所管している県土整備事務所に提出します。問題なければ都市・地域再生等利用区域を指定します。
- 民間事業者も交えた利用調整協議会で事業の内容がまとまったら、利用調整協議会事務局(市町村)は、事業計画書を河川環境課へ提出します。この提出をもって、埼玉県では設計や工事へ着手します。
- 整備が完了し開業時期について検討していく際に、占用許可(県と市で実施)と施設使用契約(市と民間事業者で実施)について調整し、開業のタイミングに合わせて、占用と施設使用契約が始められるようにします。

### ○これまでに実施した箇所について

令和3年度から募集を開始して、令和6年度までに県内14か所で事業を実施しています。

- 一級河川入間川／飯能市(飯能河原)……………バーベキュー場など
- 一級河川大落古利根川／春日部市……………キッチンカーの出店、イベントスペースなど
- 一級河川槻川／小川町……………バーベキュー場など
- 一級河川大落古利根川／杉戸町……………キッチンカーの出店、  
アクティビティの運営など
- 一級河川中川／幸手市(権現堂)……………計画検討中
- 一級河川高麗川／日高市(巾着田)……………バーベキュー場など
- 一級河川槻川／嵐山町(嵐山溪谷)……………アクティビティの運営(令和6年度新規オープン)
- 一級河川荒川／寄居町(かわせみ河原)……………バーベキュー場など
- 一級河川元荒川(大相模調節池)／越谷市(越谷レイクタウン)…水上レストランなど
- 一級河川赤平川／小鹿野町……………計画検討中
- 一級河川横瀬川／横瀬町(ウォーターパーク・シラヤマ)…キッチンカー出店など
- 一級河川東川／所沢市(サクラタウン)……………カフェスペースなど
- 一級河川綾瀬川／さいたま市……………計画検討中
- 一級河川荒川／秩父市……………計画検討中

### 3 越谷レイクタウンでの取り組みについて

水辺 de ベンチャーチャレンジの事業の中でも代表的な箇所である、一級河川元荒川（大相模調節池）／越谷市（越谷レイクタウン）の事業についてご紹介します。

#### ○経緯

大相模調節池は越谷市内の洪水被害を抑制するために整備が開始され、平成26年度に竣工しました。調節容量は120万㎡あり、整備効果として約400haの浸水被害が軽減すると試算されています。また、大相模調節池はまちづくりと一体となった整備が実施されてという背景があるため、景観に配慮する必要があり、通常時は約1.5m程度水を貯めています。河川敷は越谷市が包括占用し、公園として活用されており、地元の方からも親しまれています。

また、近隣には、年間来場者数は5,000万人を超える国内最大級のショッピングモールである「イオンレイクタウン」があり、多くの買い物客で賑わっています。しかし、大相模調節池を訪れる人はあまり多くありません。ただ裏を返せば、レイクタウンに集まる人を呼べるポテンシャルを秘めた場所であるとも言えます。

そのようなポテンシャルを活かし、より多くの人で賑わう大相模調節池を実現するために、令和3年度、越谷市から水辺 de ベンチャーチャレンジへ応募がありました。

その後、市は、一緒に事業を実施する民間事業者について公募を実施しました。令和4年8月26日に、大野元裕知事立会いの下、「(仮称)大相模調節池河畔 水辺活用に関する基本協定」を市とイオンモール株式会社が締結し、イオンモール株式会社が施設使用候補者として選定されました。



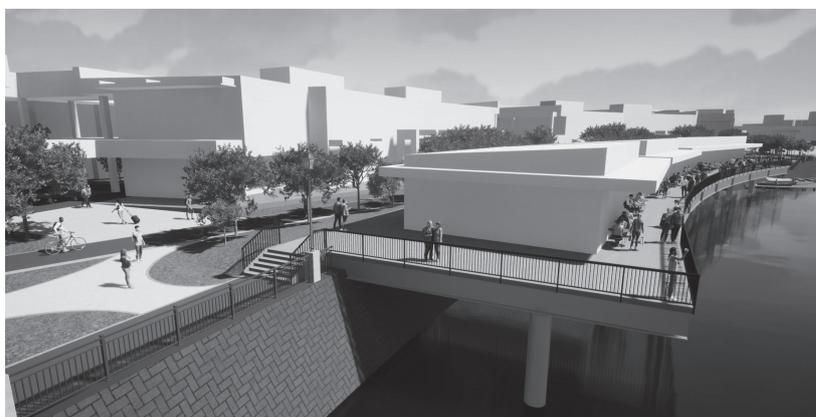
協定締結式

#### ○計画について

大相模調節池では、3つのエリアに分けて事業を実施していく計画となっています。

##### (1)店舗出店エリアについて

水上では、イオンレイクタウン アウトレットモールから直結する店舗エリアを計画しています。水辺に張り出した水上デッキを埼玉県が整備して、その上に店舗が建設されます。全国的に見ても非常に稀な現場となっており、現在、令和7年度内の工事完了を目指して水上デッキ工事を進めています。



店舗出店エリア 3D イメージモデル

## (2)アクティビティの運営エリアについて

埼玉県が棧橋を整備して、その棧橋を民間事業者が活用してアクティビティが運営されます。令和6年のGWにプレオープンとなり、同年10月から本格的に運用が開始されています。Hobie(ホビー)という、パドルなどの道具を使わない、初心者でも足で漕ぐだけで簡単に楽しむことができるアクティビティを体験することができます。



Hobie

## (3)地域振興エリアについて

地域振興エリアは公園の入り口に近い場所にあり、地元ベンチャー企業が、いきなり自分の店舗を持つのではなく、実験的に店舗を出店してみて検証を実施できる施設が計画されています。埼玉県は店舗が建設されるエリアの土台整備を実施します。県産木材を使用したデッキスペースが出来上がる予定です。

## ○広報活動について

より多くの人に大相模調節池での事業を知ってもらえるようにするために、様々な広報活動に取り組んでいます。

### (1)埼玉バーチャル観光大使「春日部つくし」と連携した広報活動



埼玉バーチャル観光大使「春日部つくし」さん

令和3年度に埼玉県では埼玉バーチャル観光大使を決めるオーディションを実施し、視聴者投票と有識者選考の結果、春日部つくしさんが任命されました。河川環境課とは令和4年度から、埼玉県の河川の魅力に関するPR事業を行っていくため、川の日である7月7日午後7時7分に水辺に集まって乾杯を実施する、「水辺でカンパイ!」のイベントに御協力いただいています。



水辺でカンパイ!の様子

令和4年度については、コロナ禍という背景もあり、ソーシャルミズベディスタンスと称して人との距離を保ちながら水辺で乾杯ができるよう、VRChatというメタバース空間上に越谷レイクタウンを再現して、メタバース上での水辺で乾杯を実施しました。Youtubeでも配信を実施し、アーカイブは10,000回以上再生されています。

令和5年度については、大相模調節池での「水辺deベンチャーチャレンジ」をPRするために、DOORというスマートフォンから入ることができるメタバース空間上に、「水辺deベンチャーチャレンジ」によって整備された大相模調節池のイメージを表現して、立体的にどのような施設ができるのか簡単に分かるようにしました。また、この「バーチャルレイクタウン 水辺deベンチャーチャレンジVer.」をより多くの人に知ってもらうために、イオンレイクタウンにて春日部つくしさんに協力してもらい、オープン記念イベントを開催しました。当日は約100名の来場者がありました。

令和6年度については、プレオープンとなったアクティビティ事業をPRするために、事前に春日部つくしさんにアクティビティを体験してもらいその様子を投映するイベントと、クイズ形式で埼玉県の河川事業を知ってもらうためのイベントを昼と夜の2部構成の「水辺でカンパイ! 2024」を、イオンレイクタウンで実施しました。それぞれ定員100名のところそれ以上の応募があったため、応募者全員を収容できるようにするためにレイアウトを変更してイベントを実施しました。

共通のハッシュタグをつけてSNSにご来場者の皆さんの感想を書いていただいたのですが、300件近い投稿があり、たくさんの好評をいただくことができました。



水辺でカンパイ! 2024の様子

## (2) ネーミングライツを活用した広報活動

埼玉県では、県が所有する施設の愛称を命名する権利を販売し、新たな財源を確保することにより、安定的な施設運営、施設の魅力向上、県民サービスの向上を図るとともに、命名権者と連携した施設のPR、地域の活性化など官民連携による効果的な取組の拡大につなげることを目的にネーミングライツ制度を導入しました。

河川環境課では、ネーミングライツ事業の対象施設として大相模調節池を設定し、令和7年2月の愛称使用開始に向けて命名権者の公募を行いました。ネーミングライツ事業を通して、より多くの人に大相模調節池を身近に感じてもらえるよう、命名権者と連携した施設のPRに努めていきます。

## 4 おわりに

河川空間を民間活用してもらうことにより、以下のような効果を得ることができると考えています。

一つ目が、「地域振興につながる」ということです。水辺deベンチャーチャレンジの必須条件として、各市町の総合振興計画などと連携していくことをあげています。積極的に河川を活用し、恒常的に賑わいを創出することによって、地域の方々にとっての憩いの場や、観光地として埼玉県内外からの観光客を誘致することにより、地域振興に繋がっていくと考えています。

二つ目が、「維持管理費の削減につながる」ということです。民間活用を行っていくにあたり、より安全に利用客の方々に利用してもらえよう、事業者へ日常的な点検や管理をお願いしています。その結果、草刈り範囲の縮小にもつながっています。

この2点だけを聞くと、河川の民間活用はかなりメリットが大きい事業にも思えますが、事業者への負担が大きくなってしまい採算性が合わなくなってしまう可能性もあります。また、想像以上の集客につながり賑わいが創出されることによって、オーバーツーリズムの発生や騒音・ごみ問題などの地域住民の生活を脅かしてしまう可能性もあります。そのため、民間活用を実施していくにあたっては、協議会を定期的開催し、地元との合意形成を丁寧に図っていく必要があります。

埼玉県では関係者との調整を丁寧に行いながら、川の国埼玉の実現を目指して、今後も川の再生事業に取り組んでまいります。

## 全国建設産業団体連合会会長会議の 決議について

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

各府県の建設産業団体連合会等を構成員とする一般社団法人全国建設産業団体連合会は、令和6年9月24日に会長会議を開催し、建設産業界が置かれている現下の諸情勢に鑑み、以下のとおり決議しました。

### 決 議

建設産業界は、我が国の少子高齢化を背景に、2025年には労働人口がピーク時から約90万人不足すると予想されており、10年後には多くの建設業従事者が引退することも加味すると、経済・雇用や災害対応等、「地域の安心・安全の守り手」としての重要な社会的役割に影響を及ぼすこととなる。一方で、近年の災害の激甚化・頻発化による防災・減災対策、経年劣化したインフラストックの更新、安全で効率的な生産、流通体制の確保など国土強靱化を更に協力に推進する必要がある中、何としてでも建設産業界の人材確保を図っていく必要がある。

このようなことから、担い手の確保・育成と定着を図るためには、積極的に働き方改革を加速化する必要がある。長時間労働の是正、週休二日制の確保など労働環境の改善に取組み、キャリアアップシステムの活用などによる建設技術者の処遇改善等が益々重要となっている。

本連合会は、本年4月からの時間外労働の上限規制による新たな課題を摘出し、特に地方部の建設産業が持続可能で魅力ある産業となるために必要な環境整備に向け、関係機関へ要望していかねばならない。

我々、建設産業界を取り巻く状況は、資機材価格や人件費高騰等の影響を受け、非常に厳しい経営環境にあり、特に、民間建築工事については、適正工期の確保に課題のある契約等が散見され、適正な利潤の確保が困難な現状となっている。働き方改革の実現、i-Constructionの活用と建設DXの推進、新技術の採用など生産性の向上を図り、工事ごとに利益の確保ができる仕組みづくりと政府が掲げる「構造的な賃上げ」を速やかに進める必要がある。

これらの抜本的な解決には、政治、行政、業界が一丸となり、国民の安全・安心の実現と誰もが等しく豊かさを実感できる日本社会を築くことが必要である。

このため長期にわたる安定した社会資本整備費の確保と地域の守り手である建設産業界が活力と希望の持てる、持続可能な産業として経営基盤の安定・強化を図っていくことが重要である。

以上、建設産業界を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、本会議は次の事項について立法府、行政府並びに関係諸機関の更なるご尽力のもと、その実現が速やかに図られるようここに決議する。

## 記

1. 国土の強靱化と地域経済の活性化、国民の安全・安心を確保するため、昨今の資機材・人件費高騰、諸施策実施に伴う歩掛りや諸経費の改定などを加味した令和7年度当初予算の大幅な増額確保を実現するとともに、今年度補正予算の早期編成を図ること。
2. 「防災・減災のための国土強靱化5か年加速化対策」の着実な執行と「国土強靱化実施中期計画」の早期策定を図ること。  
併せて、「社会資本整備特定財源(仮称)」の創設と建設国債の計画的かつ機動的な活用により安定的な財源確保を図ること。
3. 公共工事の配分・発注にあたっては、地域間格差の是正も考慮し、社会資本整備の遅れている地方を重点に、地域の建設企業が持続可能となるよう十分な受注機会の確保を図ること。
4. 地方公共団体に対し、第三次・担い手3法の周知徹底を求めるとともに、調査基準価格と最低制限価格の引き上げ並びに予定価格の上限拘束性を撤廃すること。
5. 公共工事設計労務単価は12年連続で上昇しているが、依然として建設技能者の年収は他産業と比較すると低い状況にある。現行の労務費調査手法について、政策単価を勘案するなど熟練技能者が相応に評価されるための環境整備が図られるよう、抜本的な見直しを図ること。
6. 適正な工期の設定および変更と発注・施工の平準化、納期の分散化を一層図ること。また、実稼働時間の減少と工期延伸に伴う施工歩掛、機械損料、共通仮設費等の諸経費の見直しを図ること。
7. 近年、猛暑日が増す中、建設現場に即した予定価格の調製を図ること。
8. 建設DX等の円滑な導入を進めるため、中小建設企業向けのICT技術に精通した人材の育成、機材調達への助成などの支援措置を図ること。

9. 国などの補助金の対象となっている施設等の民間発注者に対し、第三次・担い手3法及び工期設定に関する基準に基づいた適正工期について周知徹底を図ること。
  
10. 建設産業は、必要に応じた重層請負構造で成り立っており、各階層間の工事契約ごとに多重課税され、他産業に比べて負担が重くなっている。また、文書課税という課税根拠の曖昧さにより、電子契約書においては不課税であること等極めて不公平な課税となっている。これを抜本的に是正するため、工事請負契約書にかかる印紙税を撤廃すること。

以上

令和6年9月24日

全国建設産業団体連合会会長会議

## 令和6年度全国建産連会長表彰について

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

令和6年度の全国建産連会長表彰については、次の2人が9月24日付けで表彰されました。

この表彰は、建産連の活動又は建設産業の改善、発展に顕著な功績がある等、推奨に値する方を表彰するものです。

及川 修様 (一社)埼玉県測量設計業協会会長、埼玉県建産連理事

松尾 康司様 前(一社)日本塗装工業会会員理事・ブロック理事、  
前(一社)日本塗装工業会埼玉県支部長、前埼玉県建産連理事

12月10日に開催された当連合会の理事会において、伊田会長から表彰者に対して表彰状の授与をしました。



松尾 康司氏



及川 修氏

# 「第三次・担い手3法」のうち建設業法及び 公共工事入札契約適正化法の改正について

国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課

## 1. はじめに

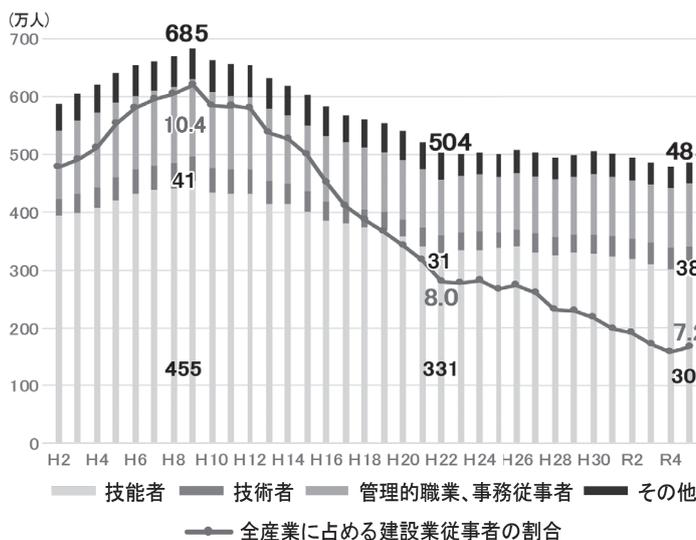
建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。一方、他産業と比較して、給与や労働時間などの処遇面で課題があり、建設業の現場では、就業者の減少と共に、高齢化と若年層の減少も同時に進んでいる状況です(図1)。

建設業が前述の社会的使命を将来にわたって果たし続けられるよう、担い手の確保に向けた処遇改善、価格転嫁、働き方改革、生産性向上などの各種取組が必要となっています。

### 技能者等の推移

	<就業者数ピーク>	<建設投資ボトム>	<最新>
○建設業就業者	685万人(H9)	504万人(H22)	483万人(R5)
○技術者	41万人(H9)	31万人(H22)	38万人(R5)
○技能者	455万人(H9)	331万人(H22)	304万人(R5)

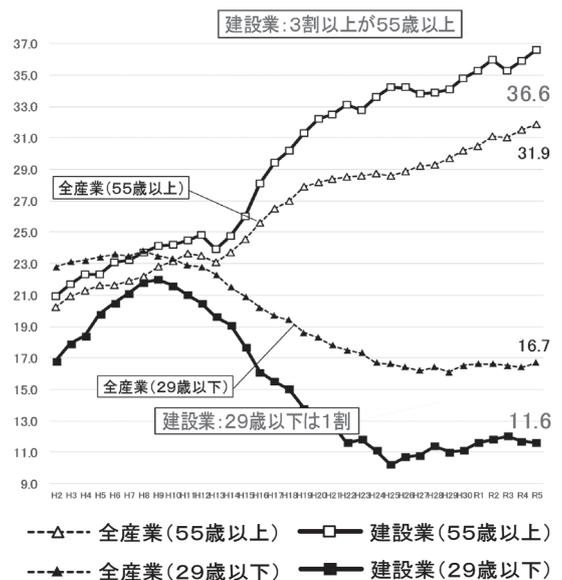
### 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

### 建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

図1：建設業就業者数などの推移

このような状況を踏まえ、中央建設業審議会の下に設置された基本問題小委員会において、昨年「中間とりまとめ」が策定され、法律の改正が必要な事項について「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）」が改正されました。

また、公共工事からの取組を加速化すべく、第213回通常国会において、衆議院国土交通委員会提出法として「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が同じく改正されました。

これらにより品確法・建設業法・入契法の3法を一体的に改正し（第三次・担い手3法）、①担い手確保②生産性向上③地域における対応力強化の3点を柱に、魅力ある建設業の実現に取り組むこととしたところです（図2）。

### 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、担い手3法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	<b>（参考）</b> ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

図2：第三次・担い手3法の概要

## 2. 建設業法・入契法改正法について

本稿では、建設業法と入契法の改正内容について、解説をします。(図3)

### 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号(令和6年6月14日公布)

#### 背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

##### (参考1)建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 2,022時間/年 (+3.5%)  
 全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年

※賃金は「生産労働者」の値

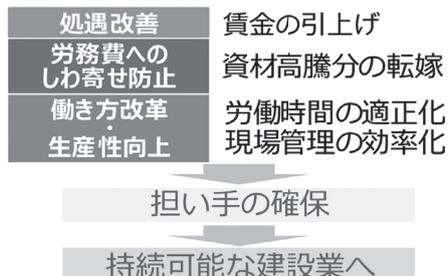
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

##### (参考2)建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

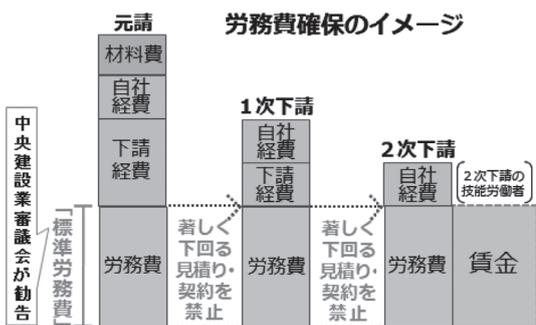
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



#### 概要

##### 1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化  
 → 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告  
 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り  
 ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止  
 → 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表  
 (違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



##### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール  
 ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化  
 ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール  
 ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※  
 ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

##### 3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制  
 ・工期ダンピング対策を強化  
 (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上  
 ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)  
 ・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)  
 → 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化  
 ※多くの下請業者を使う建設業者  
 ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化  
 (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

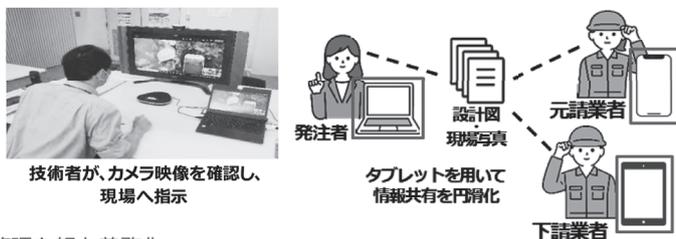


図3：建設業法及び入契法の改正概要

## **(1)労働者の処遇改善(図4)**

### **①建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止 (建設業法第19条の3第2項関係)**

建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないこととされました。

### **②著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等(建設業法第20条関係)**

#### **1)材料費等記載見積書の作成及び交付**

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下、「材料費等」という)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下、「材料費等記載見積書」という)を作成するよう努めることとされました。

また、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないこととされました。

さらに、建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めることとされた。また、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされました。

#### **2)著しく低い材料費等の額による見積り依頼及び請負契約の締結の禁止**

建設工事の注文者は、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないこととされました。

これに違反した発注者が、当該求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告等を行うことができることとされました。

### **③労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務 (建設業法第25条の27第2項関係)**

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めることとされました。

④建設工事の労務費に関する基準の作成等(建設業法第34条関係)

中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができるととされました。

⑤国土交通大臣による調査等(建設業法第40条の4関係)

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、(1)の③に規定する措置の実施の状況、(2)の②の規定による通知又は協議の状況その他の国土交通省令で定める事項につき、必要な取組状況の調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされました。

⑥公共工事の受注者の違反行為に関する事実の通知

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下、「入契法」という)第11条関係)

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が、建設業法第19の3第2項、第19条の5第2項、第20条第2項若しくは第6項のいずれかの規定に違反する行為をしていると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととされました。

⑦入札金額の内訳の提出(入契法第12条関係)

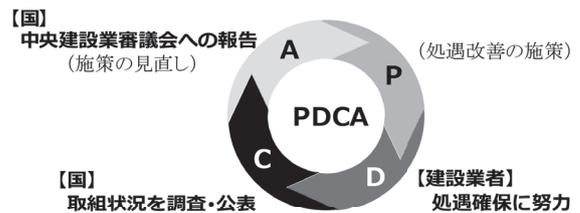
建設業者が公共工事の入札に係る申込みの際に提出する書類のうち、入札金額の内訳を記載した書類において国土交通省令で定める材料費等を記載することを明確化することとされました。

【改正の概要】1. 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

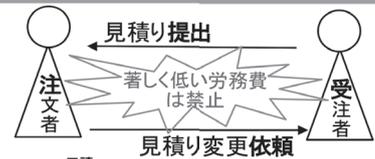
➡ 国は、建設業者の取組状況を調査・公表、中央建設業審議会に報告



(2) 労務費(賃金原資)の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 著しく低い労務費等<sup>※</sup>による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を禁止

➡ 違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告・公表  
(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止  
(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

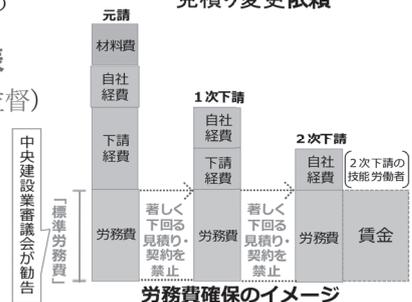


図4：労働者の処遇改善に係る法改正概要

## (2) 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止について (図5)

### ① 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加 (建設業法第19条第1項関係)

資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設工事の請負契約を締結するに際しては、価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定めを書面に記載しなければならないこととされました。

### ② 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等 (建設業法第20条の2関係)

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。

さらに、この通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めることとされました。

### ③ 工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務 (入契法第13条第2項関係)

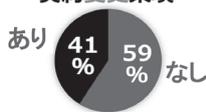
各省各庁の長等は、公共工事について、その工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされました。

## 【改正の概要】 2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

### 契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化

#### 契約変更条項



(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

**契約書**  
第〇条 請負代金の変更方法  
・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。  
・ 変更額は、協議して定める。



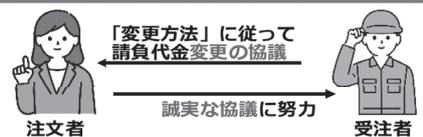
資材高騰等が顕在化したとき

### 契約後のルール

- 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務\*

\* 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

図5：資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止に係る法改正概要

### **(3)働き方改革と生産性向上について(図6)**

#### **①建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結の禁止(建設業法第19条の5第2項関係)**

建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされました。

#### **②情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保(建設業法第25条の28関係)**

特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

それとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとされました。

また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされました。

#### **③監理技術者等の専任義務の合理化(建設業法第26条第3項関係)**

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という)を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、当該監理技術者等の専任を要しないこととされました(監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがないものとして政令で定める数を超える場合は除く)。

#### **④営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例(建設業法第26条の5関係)**

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等(※)が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができることとされました(工事現場の数が、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超える場合は除く)。

※建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であって一定の要件を満たす者

#### **⑤施工体制台帳の写しの提出義務の合理化(入契法第15条第2項関係)**

改正前の入契法では、発注者から公共工事を直接請け負った建設業者が下請契約を締結した場合は、その公共工事に関する工事現場の施工体制等を記載した施工体制台帳を作成し、当該施工体制台帳の写しを発注者に提出することとされています。

しかし、改正法では、発注者がその施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認することができるとして国土交通省令で定める措置を講じている場合には、当該写しの提出を要しないこととされました。

### ⑥ 情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保（入契法第16条及び第17条第2項関係）

公共工事の受注者である建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

また、発注者から直接公共工事を請け負った建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関してその建設業者が講ずる措置の実施のために必要な措置を講ずることができるよう、下請負人の指導に努めることとされました。

さらに、各省各庁の長等は、前記の措置が適確に講じられるよう、その建設業者に対し、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めることとされました。

## 【改正の概要】3. 働き方改革と生産性向上

### （1）働き方改革

#### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

#### ○ 新たに受注者にも禁止

（現行）注文者は、工期ダンピングを禁止

（参考）工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

#### ② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

（注）不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項（現行）

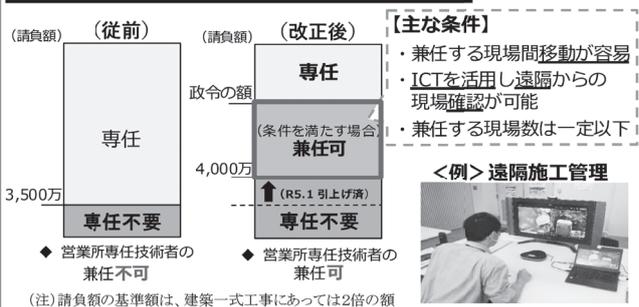
契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

### （2）生産性向上

#### ① 現場技術者の専任義務の合理化



#### ② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、

効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有

発注者

設計図  
現場写真

元請業者

下請業者

○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

図6：働き方改革と生産性向上に係る法改正概要

## 3. 改正内容の留意点

今回の改正において、契約前後の取引手続きとして新たなルールが設けられています。適切な水準の労務費の行き渡りや長時間労働の是正など、建設業で働く方々の処遇改善を図っていくためには、まずは企業間取引において、適正な請負代金、適正な工期設定、適切な価格転嫁による、適正

取引が必要となります。

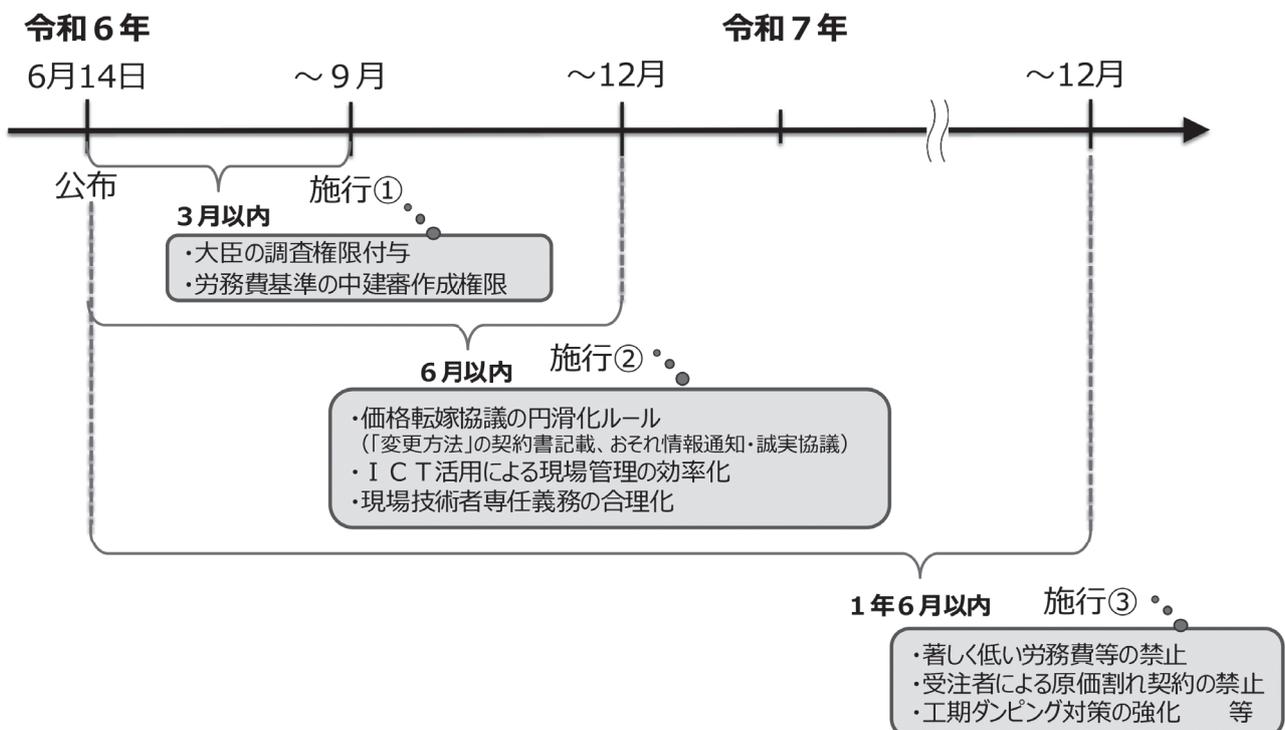
改正法は内容に応じて段階的に施行される予定(図7)となっていますが、国土交通省では、前述の2.(1)⑤の規定に基づいて、改正された法律の施行に先立ち、建設工事の取引における請負代金、労務費、工期について、工事の注文者及び受注者の双方に取引実態を把握するために、いわゆる「建設Gメン」と称して、調査を実施しております。

建設Gメンは、施主、元請企業、下請企業をはじめとするすべての建設工事の取引関係者の皆様が、それぞれの取引段階で法令遵守を徹底していただくために、調査の中で法的ルールに照らし合わせて、不適切な取引については是正を促すなど、サプライチェーン全体での適切なパートナーシップの構築及び新たな商習慣へ円滑な移行をしていただくために、必要な助言・指導を行うことを目的に活動しています。

今回の法改正は、建設業がインフラ整備や災害時の復旧・復興など、今後も国民生活の安心・安全や経済成長を安定的に担っていくうえで、建設業で働く方々の処遇改善の基盤を築くことにより、将来の担い手を確保に繋げ、建設業が持続可能な産業となっていくために、どれも重要な内容となっています。

建設工事の取引関係者の皆様におかれましては、建設Gメンをはじめとする国土交通省の各種取り組みに何卒ご理解を賜り、新たなルールへの適応に向けて、本稿でご案内した改正事項を十分にご留意いただきたいと存じ上げます。

## 施行時期について



※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済(測量法改正のみ2年以内に施行)

図7：改正法の施行時期

## 4. おわりに

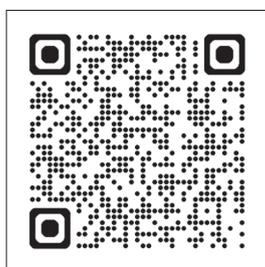
以上のとおり、今回の改正により建設業における処遇改善、働き方改革及び生産性向上に関して新たなルールが各種設けられましたが、いずれの改正事項も建設業が持続可能、かつ、「給与が良く、休暇が取れ、希望が持てる」そして「かっこいい」、いわゆる新4Kと称されるような魅力的な産業となるために必要な内容となっています。

第三次・担い手3法については、国土交通省のホームページにおいても、改正内容をご案内しております(図8)ので、本稿と合わせて是非ご確認ください。建設工事の取引当事者の皆様におかれましては、法改正の内容を踏まえた新たな商慣習による適正取引に繋げるためにも、法令遵守の徹底に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



図8：国土交通省の第三次・担い手3法のホームページ

※以下のQRコードから国土交通省の第三次・担い手三法のページにアクセスいただけます。



## 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑な施行に向けて 建築士等を対象とした個別サポートを開始します

一般社団法人 埼玉建築設計監理協会

### 建築士等を対象とした個別サポートについて

改正建築物省エネ法・建築基準法が令和7年4月に全面施行されます。

国は、改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者（建築士等）が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築することとしています。

埼玉県においては、（一社）埼玉建築設計監理協会（幹事団体）、（一社）埼玉建築士会及び（一社）埼玉県建築士事務所協会の建築士関係3団体が、県と連携し、建築士向け個別サポートの事務局を務めます。

対象者	令和7年4月1日以降に建築物を着工する予定の申請者（建築士等）
内容	確認申請図書・添付図書の作成や申請手続きについて、サポート員（改正法について把握した建築士）が個別に助言等を行うもの 【助言等を行う項目の例】 ●新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法 ●新たな壁量等の基準に対応した設計支援ツールの参照方法・使用方法 ●建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続き方法 など
方法	オンライン会議システムの利用 又は 対面
費用	無料
サポートの基本的な流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>事務局HPを参照し、サポートの対象となるか確認してください</li> <li>サポート申込書及び申請図書等を事務局へ提出</li> <li>サポート員から相談者へ連絡し、サポートを行う日時・場所等を調整</li> <li>サポート実施</li> </ol>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成中又は作成済みの申請図書を事前に提出していただきます</li> <li>申請に係る建築物の計画地は埼玉県内である必要があります</li> <li>サポート員が設計業務や法適合審査を行うものではありません</li> </ul>

詳しい内容は、事務局のホームページ（下記2次元バーコード）から御確認ください。

お申込み・お問合せ先（受付：平日10:00～16:00）

（一社）埼玉建築設計監理協会（事務局幹事団体）

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7（建産連会館5階）

TEL 048-861-2304 MAIL info@sekkan.jp



第46回『埼玉の建設産業』  
ポスター・絵画コンクール審査結果について

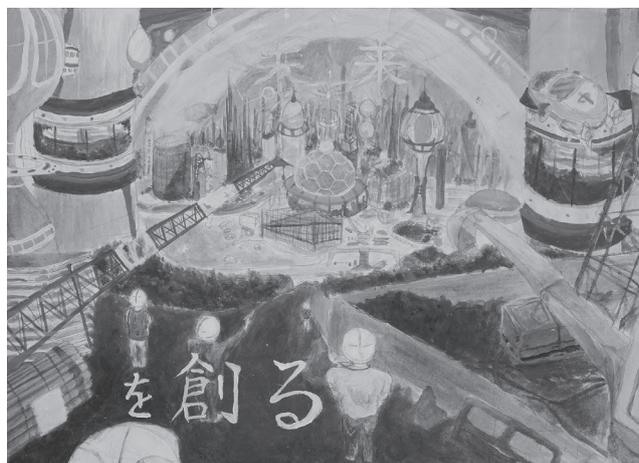
一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

当連合会が実施している第46回『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクールの審査が10月16日に行われ、入賞作品が決定いたしました。詳細につきましては別冊の『入選作品集』をご覧ください。また、当連合会ホームページでも公開しております。埼玉県知事賞・埼玉県教育委員会教育長賞の受賞者は以下の通りです。

埼玉県知事賞



さいたま市立上木崎小学校 5年生  
小暮 幸真さん



さいたま市立大宮西中学校 2年生  
黒田 海鈴さん

埼玉県教育委員会教育長賞



新座市立新座小学校 6年生  
三田 千愛さん



熊谷市立別府中学校 3年生  
水井 ほのかさん



## 工事成績評定点、取りこぼしていませんか？

埼玉県総合技術センター

土木工事検査担当では、建設業者の技術力及び工事検査の質の向上を図るため、定例的に工事検査状況の報告を行い意見交換を行っています。そこで、工事検査時の疑義の報告や、課題の整理、重点的に取り組む事項などの確認を行い、逐次工事検査内容の研鑽に取り組んでいます。

今回は、今年度、特に報告の多い2事例について紹介します。適切な対応に取り組んでください。

### 「資源の有効な利用の促進に関する法律」省令の一部改正に伴う対応

(適用:令和5年5月26日以降に新たに請負契約を締結する工事)

建設工事から発生する土の搬出先の明確化を目的とし、上記法律の省令の一部が改正されました。これにより新たな制度が始まりましたが、その対応が十分に行われていない事例がみられます。これは「建設副産物の取り組み」として、工事成績評定の「施工管理」の加点に関わります。特に報告の多い事例です。適切に取り組んでください。

### 「建設発生土の搬出先の明確化」により新たな制度が始まっています！

～資源有効利用促進法省令改正の内容～

#### 施工前に実施すること

- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画(以下、計画)の作成 **従来通り**
- 建設発生土を搬出する場合、確認結果票<sup>※1</sup>の作成 **新規**  
※1 盛土規制法の許可地及び土壤汚染対策法の手続状況を確認したもの
- 計画及び確認結果票を公衆の見えやすい場所へ掲示 **一部新規**
- 計画及び確認結果票を土砂の運送事業者へ通知 **新規**

#### 施工後に実施すること

- 搬出先からの受領書の確認及び保管 **新規**
- 建設発生土を受け入れた場合の受領書交付 **新規**



上記は新たな制度の一部です。詳しくは国土交通省建設業課HP<sup>※2</sup>を参照してください。

なお、埼玉県では、最終請負金額100万円以上の工事を対象としています。

※2 [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000283.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000283.html)

## 鉄筋の継手 フレア溶接の品質管理

鉄筋継手の品質管理で、特に検査時に疑義があるのがフレア溶接です。実務要覧に直接の記載がないことから、受注者によって取り組みにバラツキが見られます。「実務要覧に記載のない工種については、監督員と協議の上、施工管理(工程・出来形・品質・写真)を行うものとする」(土木工事施工管理基準第2号適用)との規定から、工事成績評定では「品質」だけでなく「施工管理」「出来形(写真)」の加点にも関わります。

### フレア溶接の品質管理

#### フレア溶接の品質管理

埼玉県土木工事共通仕様書では、「設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による」(第3章第2節1. 適用規定)との規定があり、その中に「土木学会鉄筋定着・継手指針」があります。フレア溶接は、この指針に基づき適切に取り組んでください。

#### 土木学会 鉄筋定着・継手指針

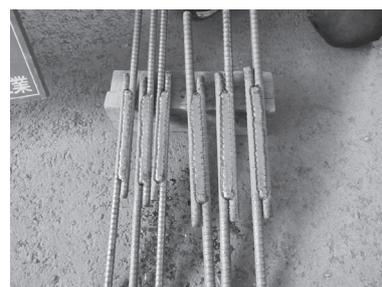
##### 〈フレア溶接の品質管理〉

##### 施工前試験 (溶接作業者の技量確認等)

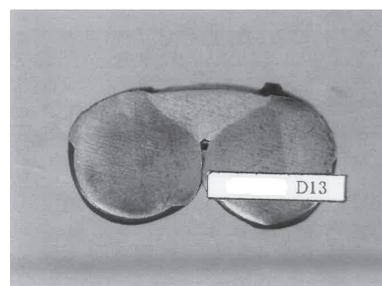
- 試験片 1 施工単位 (例 1 橋脚) あたり、溶接作業者・鉄筋材質・鉄筋径毎に 3 本
- 試験① 外観試験および形状寸法試験 **3本**
- 試験② 引張試験 **2本**
- 試験③ 断面マクロ試験 **1本**  
(監督員が必要と認めた場合)

##### 施工後の検査及び記録

- 外観検査及び形状寸法検査 **全数**
- 引張検査 **監督員が必要と判断した場合**



(試験片作成)



(断面マクロ試験)

各種法律や要領等の変更については、常に最新の情報を入手し、必要な対応に取り組んでください。また、共通仕様書に記載のない工種については、監督員と協議の上、適切な施工管理を行ってください。  
詳しくは、埼玉県建設管理課のホームページに掲載している  
埼玉県土木工事実務要覧を御確認ください。



お問合せ 土木工事検査担当 | ☎ 048-788-2242

## 講習会案内

団体名	講習名	講習予定日	会場
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	第1種電気工事士学科受験	第2回： 3月17～18日、24～25日	埼玉電気会館
一般社団法人埼玉県電業協会 048-864-0385	令和7年度 新入社員研修	4月2～4日	埼玉建産連研修センター101
	第二種電気工事士試験（筆記） 受験準備講習会（3日間）	4月24日・5月8・15日	埼玉建産連研修センター103
埼玉労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会 埼玉県支部 048-862-2542	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 （埼玉労働局長登録第132号）	2月6～7日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等作業主任者能力向上教育	2月26日	埼玉建産連研修センター
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	2月14日	埼玉建産連研修センター
	施工管理者等のための足場点検実務者研修 （CPDS認定講習）	2月4日	埼玉建産連研修センター
	建築物石綿含有建材調査者講習（一般）	2月18～20日	埼玉県県民活動総合センター

※予期せぬ理由により日程の変更、または中止になる場合があります。  
詳細は各団体へお問い合わせください。

## 公共工事前払金保証統計から見た 県内の公共工事等の動き (令和6年11月末)

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

### 前払金の状況

令和6年11月末の埼玉県内における前払金保証取扱高は、件数が6,354件(前年度比+0.4%)、請負金額が4,457億円(前年度比+17.2%)となりました。

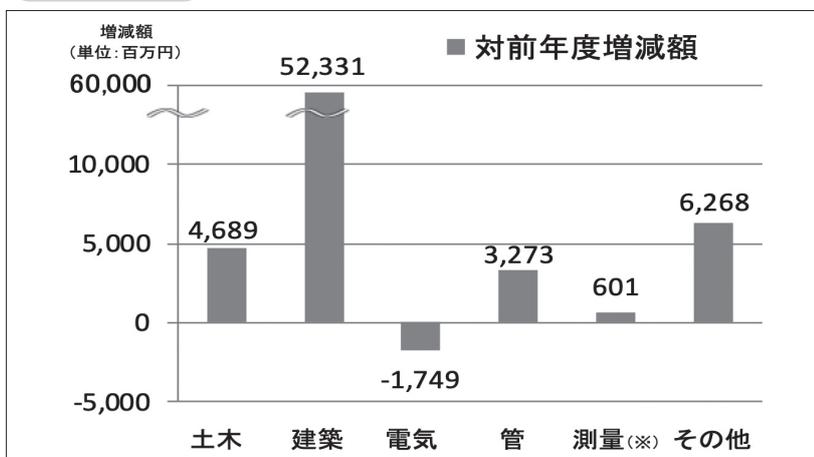
発注者別(請負金額)にみると、「国」、「独立行政法人等」、「埼玉県」は減少したものの、「埼玉以外の都県」、「市町村」、「地方公社」、「その他」は増加しました。

### 前払金保証取扱高

(金額単位:百万円)

発注者	年度	令和6年度		令和5年度		対前年度増減率(%)	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国		154	21,092	164	24,941	-6.1	-15.4
独立行政法人等		91	21,581	109	26,107	-16.5	-17.3
都県	埼玉県	2,043	106,628	2,086	111,388	-2.1	-4.3
	埼玉以外の都県	30	8,158	31	3,271	-3.2	149.4
市町村		3,696	259,139	3,595	192,480	2.8	34.6
地方公社		61	4,398	69	4,162	-11.6	5.7
その他		279	24,770	276	18,001	1.1	37.6
合計		6,354	445,770	6,330	380,355	0.4	17.2

### 工種別の動き

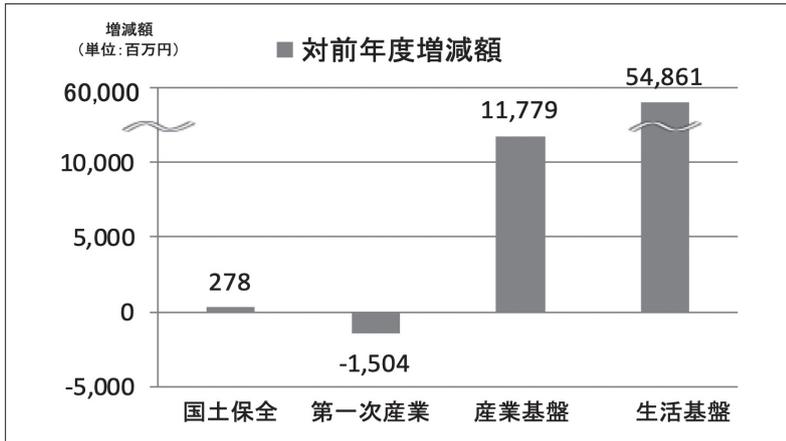


(金額単位:百万円)

区分	土木	建築	電気	管	測量(※)	その他	合計
令和6年度取扱高	202,050	141,245	31,866	22,596	19,448	28,561	445,770
令和5年度取扱高	197,361	88,914	33,616	19,323	18,846	22,292	380,355
増減額	4,689	52,331	-1,749	3,273	601	6,268	65,414

※測量には設計及び調査も含まれます

## 工事目的別の動き



工事目的	具体的内容
国土保全	治山治水
第一次産業	農林水産
産業基盤	道路、港湾空港、 鉄道軌道、 電信電話郵便、 電気・ガス
生活基盤	下水道、公園、 教育、住宅宿舎、 土地造成、病院、 上・工業用水道、 庁舎、その他

(金額単位:百万円)

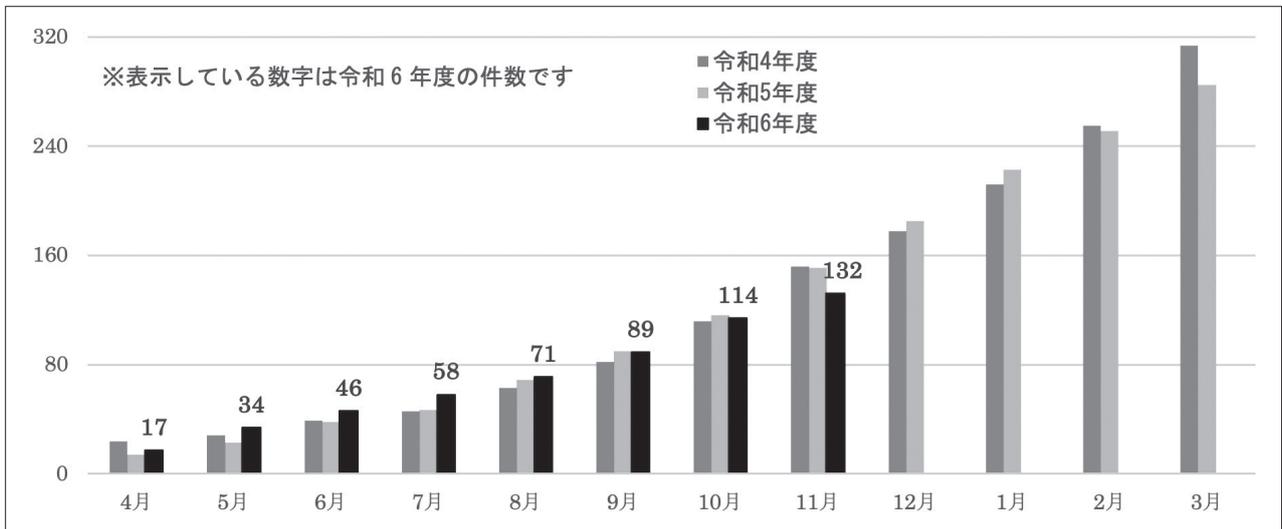
区分	国土保全	第一次産業	産業基盤	生活基盤	合計
令和6年度取扱高	36,886	6,304	84,037	318,542	445,770
令和5年度取扱高	36,607	7,809	72,257	263,680	380,355
増減額	278	-1,504	11,779	54,861	65,414

## 中間前払金の状況

前払金支出後、工期や出来高が2分の1を経過する等の一定要件を満たした場合に追加で支出される中間前払金については、11月末時点の累計件数は132件となっています。

なお、利用件数は下半期(特に年度末)にかけて増加する傾向があります。

### 中間前払金月別推移(累計件数)



### お問い合わせ先

## 東日本建設業保証株式会社埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階

TEL **048-861-8885** FAX **0120-027-336** URL <https://www.ejcs.co.jp/>

東日本建設業保証（株）からグループ会社商品のお知らせです！！

～国土交通省 地域建設業経営強化融資制度～

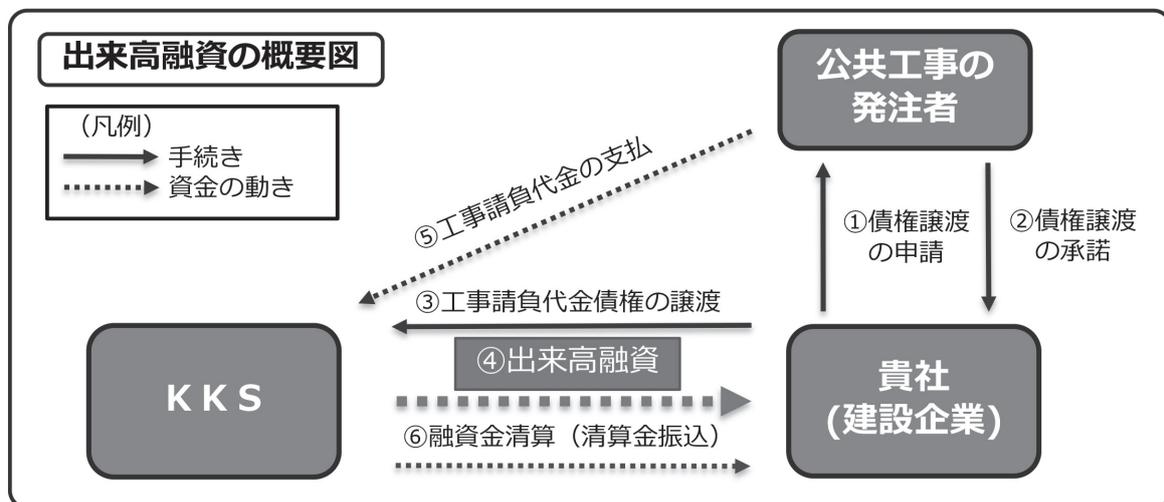
## KKS出来高融資

### KKS出来高融資のおすすめポイント

- ☑ 立替払いが多く、資金繰りに負担がかかっている・・・  
 ⇒ 工事の出来高に応じて融資を受けられます！
- ☑ 工期が延長し、竣工金の受取りまで時間がかかりそう・・・  
 ⇒ 竣工金を受け取る前までの資金繰りに役立ちます！
- ☑ 金融機関の融資枠とは、別の資金調達手段を確保したい・・・  
 ⇒ 保証人を立てたり、不動産の担保設定は不要です！

### KKS出来高融資のしくみ

貴社が発注者に対して有する工事請負代金債権を譲渡いただいたうえで建設経営サービス（KKS）が出来高に応じて融資を行い、完成代金の入金をもってご返済いただきます。



### 制度を採用している発注者

- 国 : 国土交通省、農林水産省、文部科学省、防衛省、財務省、法務省
- 独立行政法人等 : 都市再生機構、水資源機構、鉄道・運輸機構、高エネルギー加速器研究機構  
 東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、埼玉大学 等
- 県内自治体 : 埼玉県、さいたま市、川口市、行田市、所沢市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、久喜市  
 坂戸市、嵐山町、小川町、杉戸町

※上記発注者以外でも制度を利用できる場合もあります。まずはご相談ください。

～国土交通省 下請債権保全支援事業～  
**KKS保証ファクタリング**

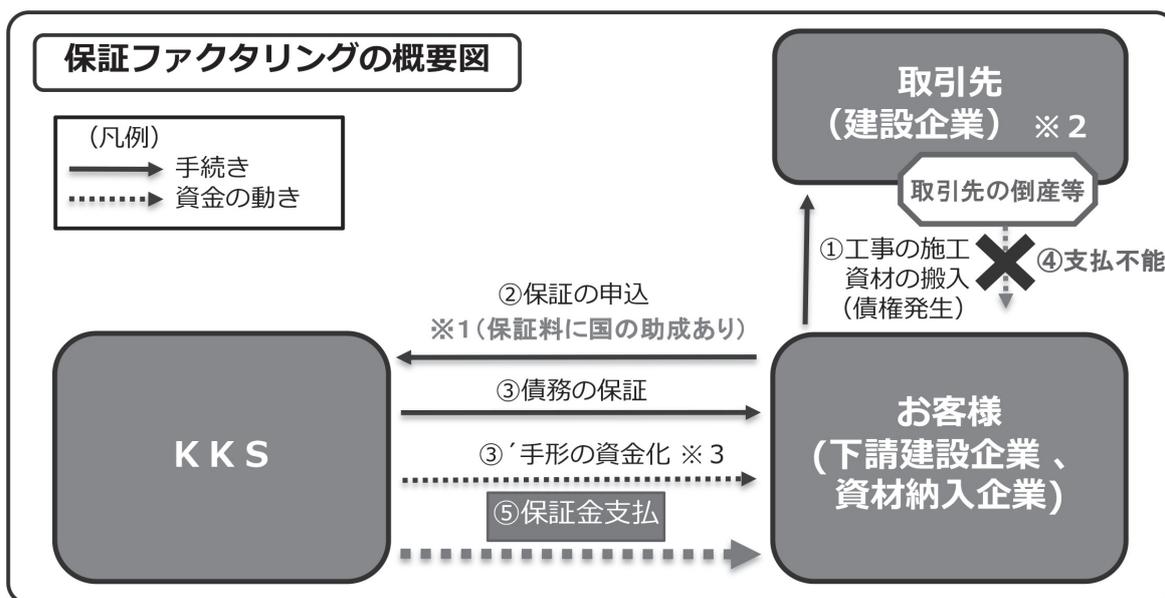
**こんな不安お持ちじゃないですか??**

- ☑ 過去に焦付きで痛い目を見た・・・  
(仕事した分は確実に回収したい!)
- ☑ 新しい取引先との仕事は不安だ・・・
- ☑ 取引先に知られることなく保全したい・・・

不安を解消!

**KKS保証ファクタリングのしくみ**

貴社がお取引先（建設企業）に対して有する債権（売掛金・手形・電子記録債権）の決済をKKSが保証するサービスです。



- ※1 保証料率の**33%**（年率1.5%を上限）が**国の助成**により減免されます。
- ※2 取引先（建設企業）は、**過去2年間に公共工事の受注実績がある企業**、または**経営事項審査を受審している企業**であることが要件となります。
- ※3 手形・電子記録債権（でんさい）の保証と**資金化も可能**です。

**まずは、お電話ください！！**

KKS出来高融資・KKS保証ファクタリングの手続きに関するお問合せ先

〒104-0045

東京都中央区築地5-5-12

浜離宮建設プラザ9F

**KKS**

～東日本建設業保証グループ～

**株式会社建設経営サービス**

(貸金業登録番号 関東財務局長(5)第01480号)

**TEL 03-3545-8523 (金融第二部)**

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会様 推薦

## 埼玉県内の電子入札用ICカードは

アオサイン  
**AOSign** サービス



AOSign サービスは日本電子認証が発行する電子入札用ICカードです  
埼玉県や県内市町村など、公共発注機関の電子入札にご利用いただけます

### 信頼の実績

おかげさまで創業以来の累計発行枚数は**65万枚**を超えました  
全国各地の約500団体よりご推薦をいただいております

### スピード発行

お申込書到着後、通常**5営業日以内**で発行しています  
お急ぎの場合はお問い合わせください

### ヘルプデスクが サポート

申込手続きやパソコンの設定、操作中のエラー時にも安心  
豊富な知識・ノウハウを活かし、お客様をサポートします  
お気軽にフリーダイヤルのヘルプデスクまでご相談ください

## はじめてご利用いただく企業様向け割引 実施中

はじめてお申込いただく  
企業様限定  
「アンケートご回答特典  
初回とく割」

有効期間	【1枚あたりの料金：税込】	
	通常価格	割引後価格 (プライスOFF)
1年+30日	16,500円	→ <b>13,200円</b> (▲ 3,300円)
2年+30日	30,800円	→ <b>23,100円</b> (▲ 7,700円)
3年+30日	42,900円	→ <b>33,000円</b> (▲ 9,900円)
4年+30日	55,000円	→ <b>42,900円</b> (▲ 12,100円)
5年	66,000円	→ <b>51,700円</b> (▲ 14,300円)

割引券は弊社のホームページからダウンロードできます

### お問い合わせ先

**NDN** 日本電子認証株式会社  
ヘルプデスク

**0120-714-240**

〒104-0045  
東京都中央区築地5-5-12  
(浜離宮建設プラザ3階)



<https://www.ninsho.co.jp/aosign/>

### お申込取次ぎ窓口

東日本建設業保証株式会社  
埼玉支店

TEL : 048-861-8885  
FAX : 0120-027-336

〒330-0063  
さいたま市浦和区高砂4-3-15  
K・Sビル5階

\*お申込取次ぎ窓口でもお申込のご相談ができます

## ・ 会員だより ・

### 【 電気安全表彰、澁澤賞等を受賞 】

電気保安に関し運営体制や管理体制の優良なもの、保安教育や人材育成への貢献、また、優秀な技術・技能を持つものに授与される令和6年度の各種表彰等の受賞者が発表され、埼玉県電気工事工業組合から、1社10氏が受賞しました。各表彰の受賞者は以下の通りです。

◆電気保安功労者経済産業大臣表彰：

〈電気工事士〉村川周一氏(村川電気工業(株))

〈永年勤続者〉浅野浩二氏(アサノ電設(株))

◆澁澤賞：川井喜一郎氏(有)川井電気商会)

◆電気保安功労者関東東北産業保安監督部長表彰：

〈電気工事士〉浅見陽一氏(興伸電設(株))

◆電気保安功労者電気安全関東委員会委員長表彰：

〈電気工事業業者〉木下電機(株)(木下貴博氏)

〈電気工事士〉松本孝義氏(藤野電気(株))

小島昇氏(株)リョウデン)

岡野友幸氏(有)岡野電機)

関根達也氏(仲栄電設工業(株))



経済産業大臣表彰を受賞した浅野氏(左)と村川氏(右)

◆優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)：吉野川裕之氏(株)明電社)

◆優秀青年施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)：片岡駿太氏(株)沼尻電気工事)

### 【 現場見学会～地形・地層の聖地を訪ねて～ 】

埼玉県地質調査業協会 技術委員 濱名和俊

当協会では、毎年、地盤やその周辺技術の研鑽を目的として現場見学会を開催しております。近年の現場見学会では、地層や岩石の露頭観察、山岳トンネルや大規模造成盛土の施工現場の見学などを行っております。本年度は令和6年10月25日(金)～26日(土)に「千葉の地殻変動を学ぶ」をテーマとして、房総半島を訪れました。

房総半島はかつて海底にあった地層が地殻変動により隆起して形成された丘陵地で、太古に海底で起こった隆起や褶曲、海底地すべりなどの痕跡を地上で観察することができる世界でも珍しい場所です。特に有名なのは市原市田淵の養老川岸に露頭する地層で、地質年代を分ける境界がよくわかる地層として世界的に認められ、地質年代の中に「チバニアン(千葉の時代)」という名称が加わることになりました。今回の見学会では「チバニアン」模式層のほか、鋸山(富津市、安房郡鋸南町)にみられる凝灰岩の切り出し跡、地震によって陸化した千倉の海岸段丘(南房総市)などを見学し、地質や地形に関する見識を深めることができました。



チバニアンビジター前で

# 連 合 会 日 誌

令和6年

- 10月16日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品審査  
10月22日 広報委員会  
10月24日 安全衛生レベルアップ講座  
10月28日 全国建産連専門工事業関東甲信越ブロック会議  
10月28日 ベテラン世代との関わり方研修  
10月31日 埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク幹事会  
11月6日 全国建産連専門工事業委員会  
11月13日 建設産業研修会  
「若手が選ぶ！育つ現場・職場づくりに欠かせない！現場管理者のコミュニケーション！」  
11月14日 フォローアップ研修  
～15日  
11月14日 県庁オープンデー（会員団体出展）  
11月18日 「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」人手不足対策分科会  
11月20日 現場指導者育成研修  
11月21日 安全衛生レベルアップ講座  
11月21日 暴力追放・薬物乱用防止県民大会  
11月25日 委託関係団体の意見交換会  
11月27日 埼玉県優秀建設工事施工者表彰式（会長祝辞）、彩の国職業能力開発促進大会  
11月29日 埼玉県企業局優秀施工業者等表彰式（会長祝辞）、関東地方CCUS処遇改善推進協議会  
12月2日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品展示（埼玉県庁）  
～13日  
12月4日 全国建産連専門工事業全国会議  
12月5日 ドローン体験会  
～6日  
12月10日 全国建産連会長表彰伝達式、第3回理事会  
12月19日 安全衛生レベルアップ講座  
12月24日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品展示（所沢まちづくりセンター）  
～28日  
12月28日 仕事納め

## 建産連NEWS

KENSANREN NEWS

建産連NEWS 第183号

令和7年1月29日発行

発行 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7

T E L 048-866-4301

F A X 048-866-9111

U R L <https://www.sfcc.or.jp/>

# 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 建産連合会館 1階  
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会  
 会長 伊田 登喜三郎

電話 048-866-4301  
 FAX 048-866-9111  
 URL <https://www.sfcc.or.jp/>

(2024年 8月29日現在)

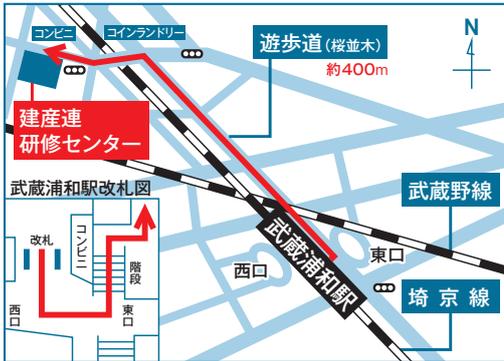
構成団体名	代表者	〒	所在地	電話番号	FAX
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会長 小川 貢三郎	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会長 積田 優	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会長 阪上 清之介	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 原 則彦	330-0063	さいたま市浦和高砂 4-3-15 K・Sビル5階	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	331-0813	さいたま市北区植竹町 1-820-6 埼玉電気会館2階	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会長 長沼 章	338-0002	さいたま市中央区下落合 4-8-10	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 西浦 建貴	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築士会	会長 丸岡 庸一郎	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会長 佐藤 啓智	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会長 神田 廣行	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会長 及川 修	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 島村 健	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 石綿 弘	362-0014	上尾市本町 1-5-20	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 松本 朗	330-0061	さいたま市浦和区常盤 7-1-1 大黒屋オフィスビル3階 構エコロジーフォース 内	048(762)6520	048(762)6521
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 江口 満志	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(865)0443	048(845)6720
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 小川 貢三郎	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県地質調査業協会	会長 越智 勝行	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 松原 浩明	336-0017	さいたま市南区南浦和 3-17-5	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	330-0063	さいたま市浦和高砂 3-10-4	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中原 誠	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(838)5636	048(816)9415

## 賛助会員

一般社団法人 さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 小沢 正康	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(839)2900	048(839)2901

研修・会議にご利用ください

# 埼玉建産連研修センター



武蔵浦和駅東口から  
花と緑の散歩道  
(遊歩道)を歩き、  
約10分で到着します。

所在地 さいたま市南区鹿手袋4-1-7

電話 048-861-4311

H P <https://www.sfcc.or.jp/>

MAIL [k-center@sfcc.or.jp](mailto:k-center@sfcc.or.jp)

開館時間 午前9時~午後5時(月~金)

※どなたでもご利用いただけます

## 埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称	料金区分		午前	午後	全日
	最大収容人員		9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
3階	大ホール	机席 3人掛 270人	42,500円	47,500円	64,000円
		(2人掛 180人)			
2階	200会議室	机席 3人掛 153人	28,500円	35,500円	46,000円
	201会議室	机席 3人掛 99人	16,000円	18,000円	23,500円
	202会議室	机席 3人掛 45人	8,500円	9,500円	12,500円
	203会議室	コの字 3人掛 15人	4,000円	4,500円	6,000円
1階	101会議室	机席 3人掛 104人	18,000円	20,000円	26,000円
	102会議室	コの字 3人掛 15人	3,500円	4,000円	5,500円
	103会議室	机席 3人掛 61人	12,000円	13,000円	17,500円

## 『建産連ニュース』 データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

2012年4月